

（仮称）第3期木更津市 子ども・子育て支援事業計画（案）

【令和7年度～令和11年度】

令和6年●月

木更津市

計画策定にあたって

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画策定の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定経緯	3
第2章 木更津市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1. 統計データからみる木更津市の現状	4
2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみる木更津市の現状	10
3. 第2期計画の取り組み評価	22
4. 計画策定に向けた現状と課題のまとめ	27
第3章 計画の基本的な考え方	33
1. 基本理念	33
2. 基本目標	34
3. 施策体系	35
4. 事業推進の考え方	36
第4章 施策の展開	39
基本目標 1 充実した幼児期の教育・保育の提供	39
基本目標 2 地域子ども・子育て支援事業の推進	43
基本目標 3 心と体の成長を支える活動・教育の推進	56
基本目標 4 親と子の健康の確保及び増進	59
基本目標 5 子育てを支える環境の充実	66
基本目標 6 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実	73

第5章 計画の推進体制78

1. 計画の周知..... 78

2. 計画の推進体制 78

3. 計画の進行管理..... 78

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市においても令和6年4月1日現在の総人口は136,645人、そのうち18歳未満人口は20,631人で、令和2年の18歳未満人口（21,229人）と比べると598人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、晩婚化と非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

こういった社会情勢の変化の中、国においては、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年から「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）」をスタートさせました。

新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会の考え方の基本として、幼児期の教育・保育の一体的な提供や、教育・保育や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上、家庭における療育支援などを総合的に推進することとなっています。

さらに、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっており、「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）、またそれらを実現していく「加速化プラン」を策定しました。

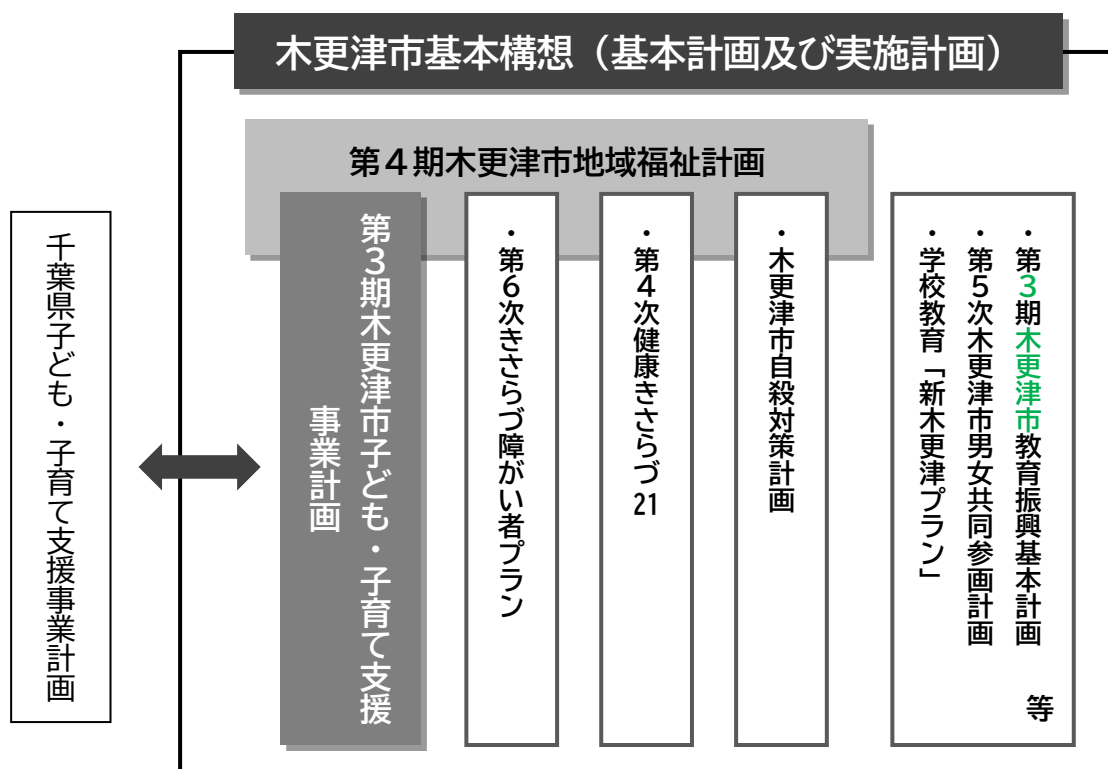
これらを踏まえ、令和6年6月には、加速化プランに盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部改正をする法律（令和6年10月施行）が成立され、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的とした妊娠のための支援給付や、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる乳児等のための支援給付（通称「こども誰でも通園制度」）が創設されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援政策を展開していくことを目指しています。

本市では、新制度の下で令和2年度から「第2期木更津市子ども・子育て支援事業計画」を推進しており、子ども・子育てに関する総合的な取り組みを進めてきましたが、令和6年度で最終年度を迎えることから、継続的かつ計画的に事業を推進するため、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第3期木更津市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 計画策定の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。また、次世代育成支援対策推進法の改正により、法律の有効期限が令和17年3月31日まで10年間延長されたことを受け、同法第8条で定める「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」、及び、健やか親子21の趣旨や目標を踏まえ、市町村が定めるべきとされている母子保健計画も包含し、これまでの成果を踏まえ再構築した位置づけとします。

本計画においては、上位計画である「木更津市基本構想（基本計画及び実施計画）」や子どもの福祉・教育に関する関連計画との整合、連携を図ります。



子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

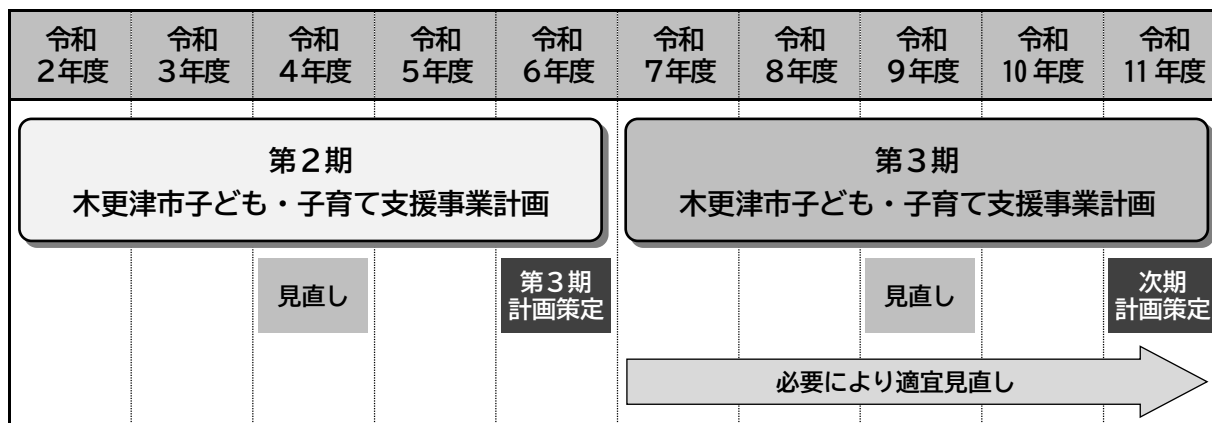
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うとともに、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4. 計画の策定経緯

(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、保育や子育て支援サービスなどのニーズ量の把握とともに、子育て世帯の就労実態や要望などを把握し、計画策定の基礎資料とするため、就学前児童及び小学生の保護者を対象に調査を実施しました。

(2) 子ども・子育て会議による審議

本計画の策定に当たっては、法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子どもの保護者、関係機関、関係団体などで構成する「木更津市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和●年●●月●●日から●●月●●日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 木更津市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

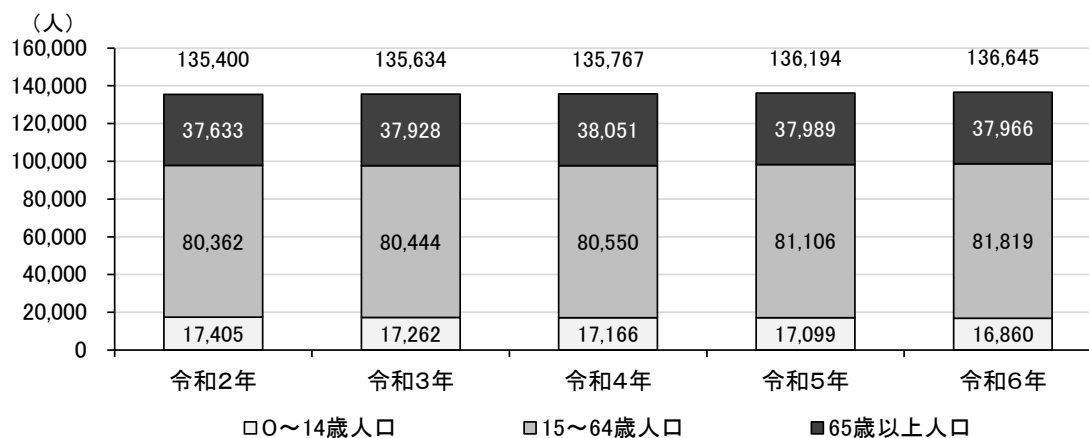
1. 統計データからみる木更津市の現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

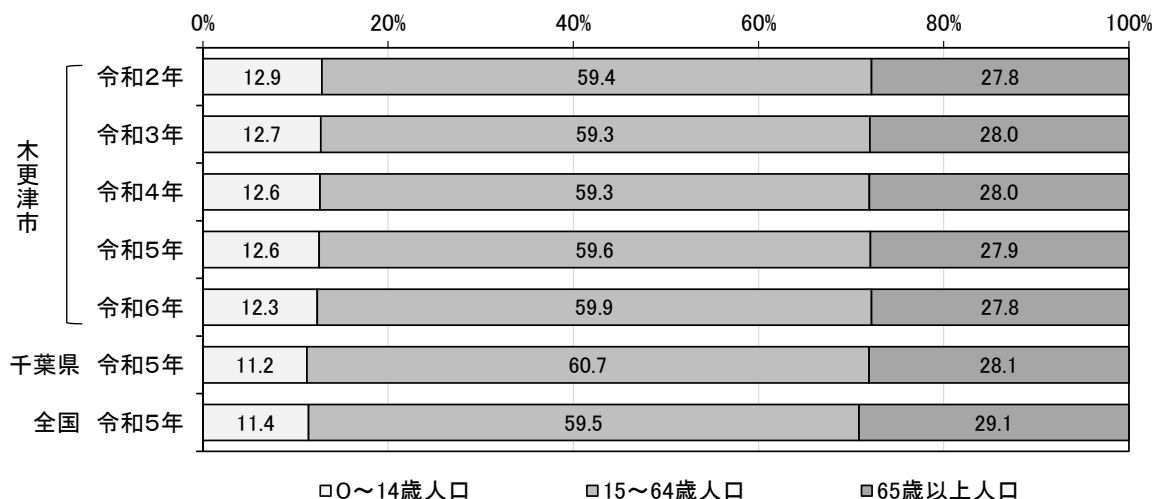
本市における総人口は、増加傾向で推移しており、令和6年現在では136,645人となっています。年齢3区分別人口をみると、65歳以上人口（高齢者人口）は概ね横ばい、15～64歳人口（生産年齢人口）は増加、0～14歳人口（年少人口）は減少傾向となっています。

年齢3区分別人口の構成比をみると、0～14歳人口（年少人口）の構成比は減少していますが、令和5年時点の国・県の構成比と比較すると、高い水準となっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口構成比の推移】



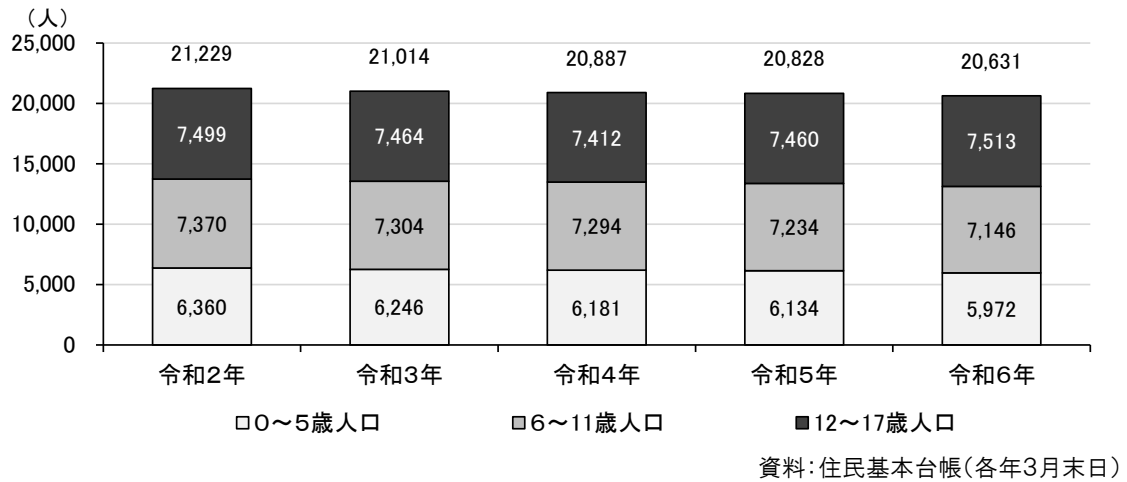
資料：市の人口／住民基本台帳（各年3月末日）

全国と県の人口／総務省統計局人口推計（令和5年10月1日現在の人口／令和6年4月公表）

(2) 18歳未満人口と年齢3区分別人口の推移

本市における18歳未満人口は、減少傾向が続き、令和6年現在では20,631人となっています。年齢3区分別人口をみると、0～5歳人口と6～11歳人口が減少傾向となっている一方、12～17歳人口では、令和5年までは7,400人台で推移し、令和6年は7,500人台となっています。

【18歳未満人口と年齢3区分別人口の推移】

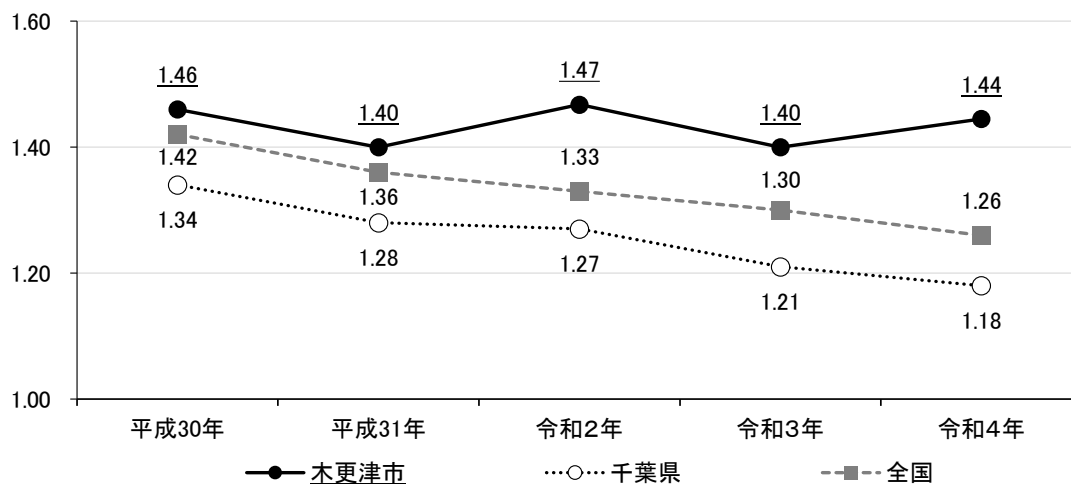


(3) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が出産可能年齢（15～49歳）に産む子どもの数を示す合計特殊出生率をみると、千葉県は国の水準より低い中、本市は、国の水準を上回って推移しています。

また、令和3年、令和4年の千葉県内の市町村別順位をみると、本市の合計特殊出生率は、県内でも上位の位置づけとなっています。

【合計特殊出生率の推移】



【合計特殊出生率における千葉県内市町村別順位（君津地域4市）】

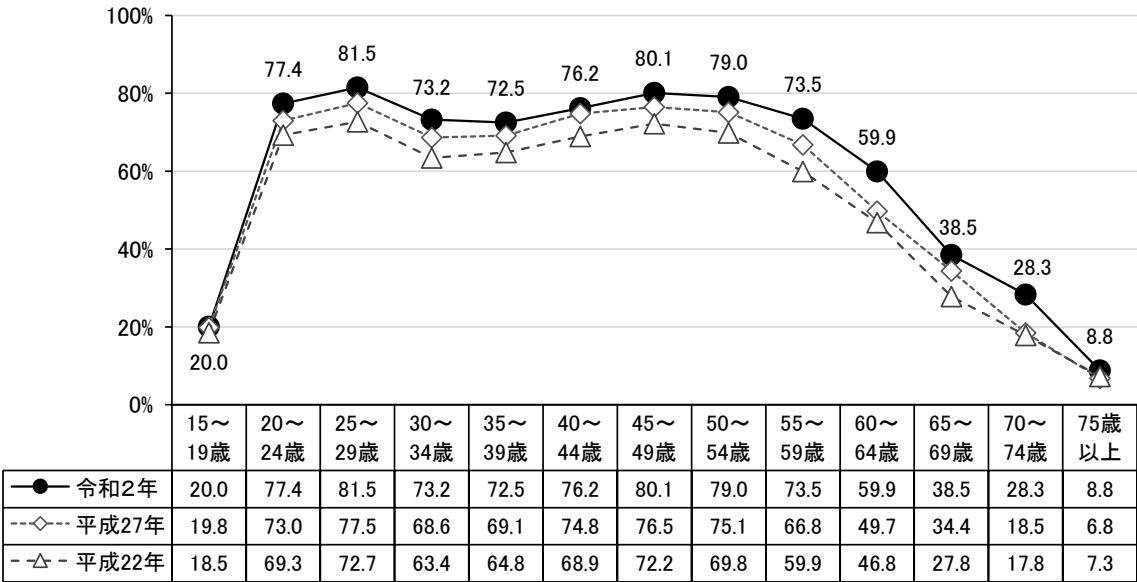
	令和3年		令和4年	
	順位	合計特殊出生率	順位	合計特殊出生率
木更津市	5位	1.40	4位	1.44
袖ヶ浦市	6位	1.36	1位	1.56
君津市	11位	1.29	11位	1.23
富津市	34位	1.08	52位	0.78

資料：千葉県「人口動態統計」

(4) 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率*をみると、令和2年では、平成27年と比べて、すべての年代で労働力率が増加しています。

【女性の年齢別労働力率の推移】



資料：国勢調査

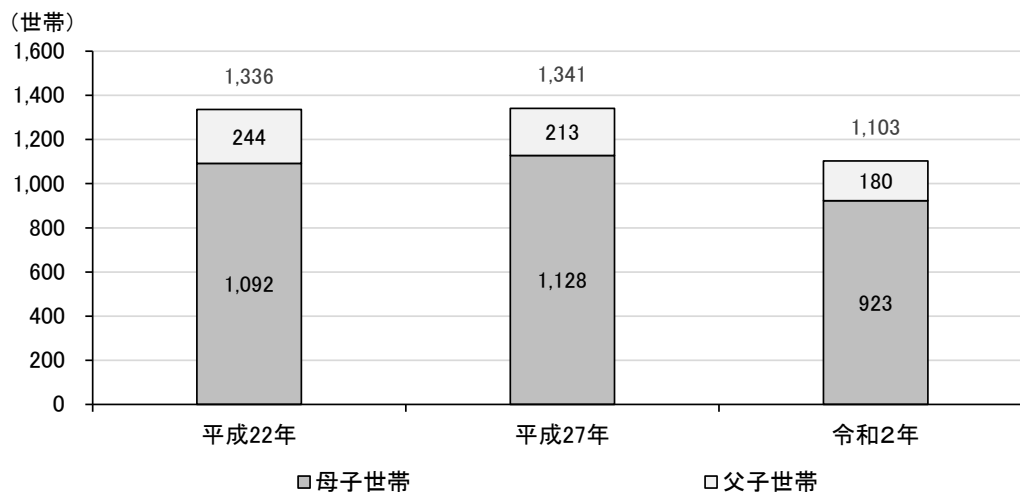
*労働力率とは

15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。女性の年齢別労働力率においては、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。

（５）18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数をみると、母子・父子世帯とも平成27年をピークに減少しており、令和2年現在では、母子世帯が923世帯（平成22年比169世帯減）、父子世帯が180世帯（同比64世帯減）で、ひとり親世帯合計では1,103世帯（同比233世帯減）となっています。

【18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数の推移（他の世帯員がいる世帯を含む）】



資料：国勢調査

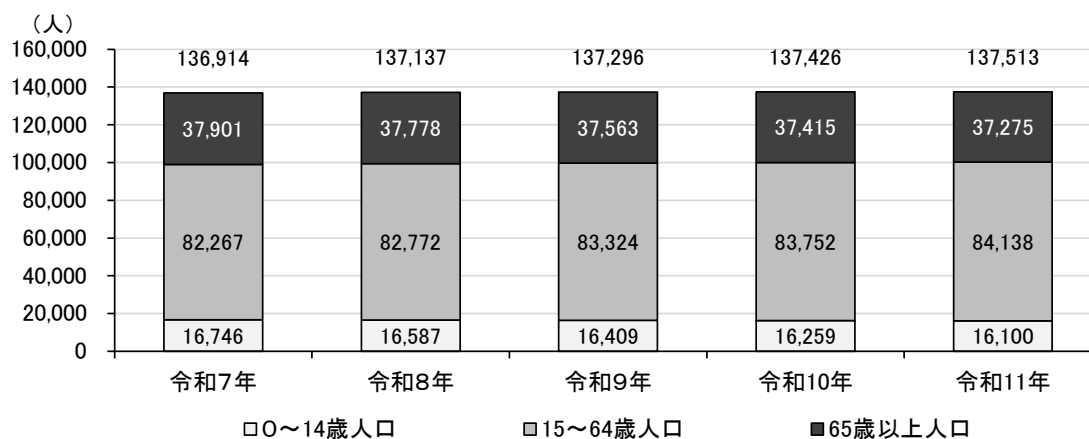
（６）総人口及び児童人口の将来推計

本計画の人口推計については、本市の住民基本台帳の人口推移の数値を元に推計しました。

①総人口・年齢3区分人口の推計

本市における総人口は、ゆるやかな増加傾向が続き、令和11年には137,513人となる中、0～14歳人口（年少人口）は、減少傾向が続き、令和11年には16,100人となることが推測されます。

【総人口・年齢3区分人口の推計】



②児童人口の推計

本市における12歳未満の児童人口は、減少傾向が続き、令和11年には12,494人（令和7年比／482人減）となることが推測されます。

0～5歳人口をみると、ゆるやかな減少傾向が続き、令和11年には5,832人（同比／85人減）となり、6～11歳人口も同様に減少傾向が続き、令和11年には6,662人（同比／397人減）となることが推測されます。

【児童人口の推計】

単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	937	935	932	931	932
1歳	913	955	953	950	949
2歳	995	931	974	972	969
3歳	1,008	1,016	951	995	993
4歳	1,027	1,023	1,031	964	1,009
5歳	1,037	1,044	1,040	1,048	980
0～5歳計	5,917	5,904	5,881	5,860	5,832
6歳	1,102	1,057	1,064	1,060	1,068
7歳	1,162	1,121	1,076	1,083	1,079
8歳	1,157	1,170	1,129	1,084	1,092
9歳	1,183	1,166	1,179	1,138	1,093
10歳	1,209	1,186	1,169	1,182	1,141
11歳	1,246	1,216	1,193	1,176	1,189
6～11歳計	7,059	6,916	6,810	6,723	6,662
合計	12,976	12,820	12,691	12,583	12,494

2. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査からみる木更津市の現状

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、次の調査を実施しました。

調査対象者	木更津市に住所登録している「就学前児童」及び「小学生」の保護者
調査期間	令和6年1月26日～令和7年2月11日
調査方法	調査ハガキの配布、WEB（インターネット）による回収
回収結果	就学前保護者／配布数：1,300件 回収数：448件 回収率：34.5% 小学生保護者／配布数：700件 回収数：238件 回収率：34.0%

(2) アンケート調査結果の概要

①幼児の教育・保育について

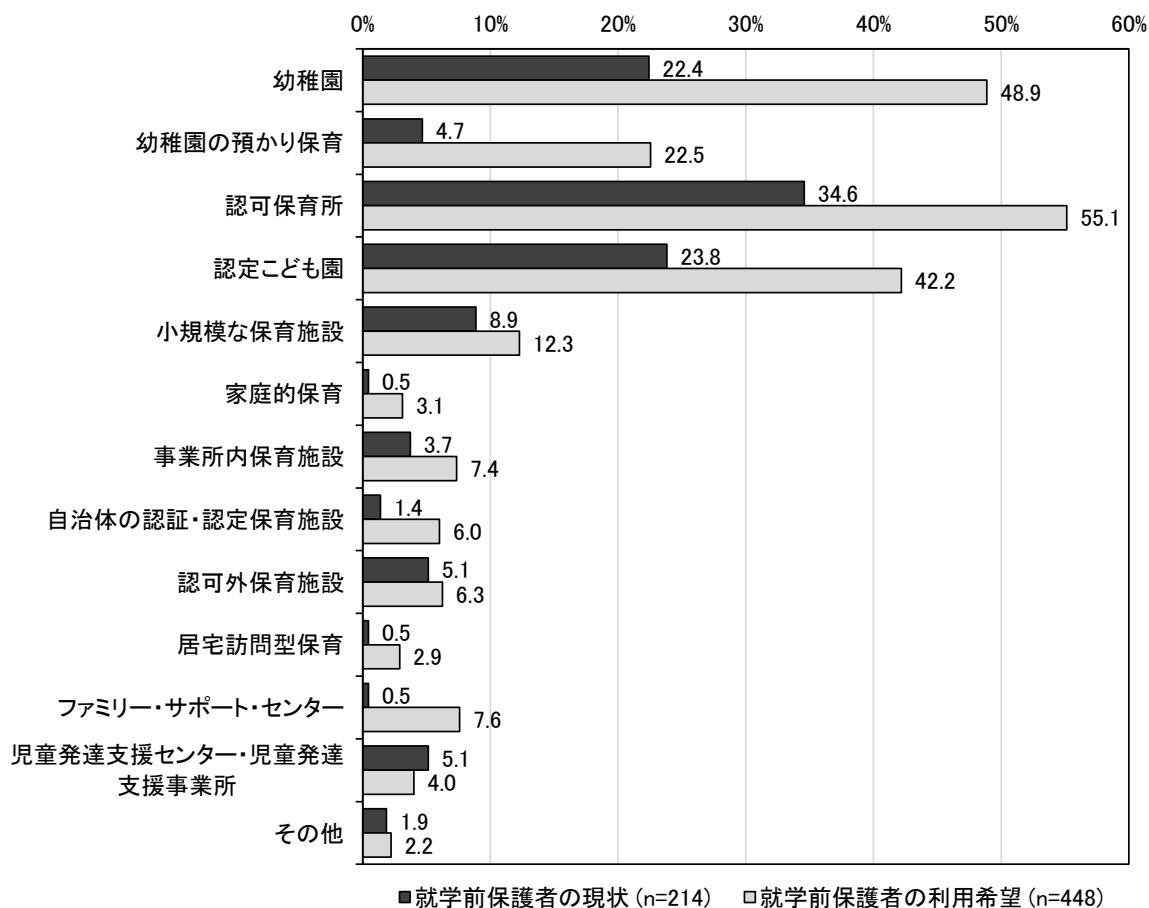
●定期での教育・保育施設の現在の利用状況と利用希望について

現状の利用では、「認可保育所」が34.6%と最も多く、次いで「認定こども園」が23.8%、「幼稚園」が22.4%となっています。

利用希望では、「認可保育所」が55.1%と最も多く、次いで「幼稚園」が48.9%、「認定こども園」が42.2%、「幼稚園の預かり保育」が22.5%となっています。

【定期での教育・保育施設の現在の利用状況と利用希望について

(現状の回答は「利用している」を選んだ人／複数回答)】

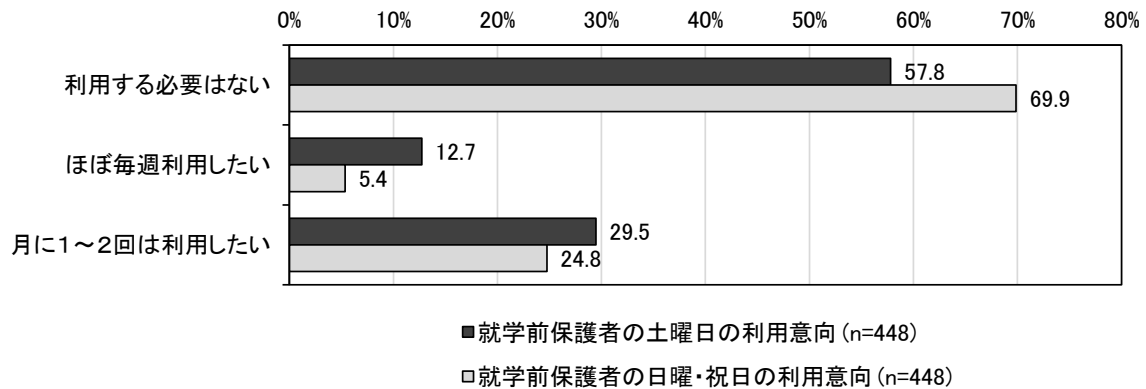


●保育園・幼稚園等の平日以外の利用意向について

土曜日の利用意向をみると、「ほぼ毎週利用したい」（12.7%）と「月に1～2回は利用したい」（29.5%）を合わせた“利用したい”は、42.2%となっています。

日曜・祝日の利用意向をみると、「ほぼ毎週利用したい」（5.4%）と「月に1～2回は利用したい」（24.8%）を合わせた“利用したい”は、30.2%となっています。

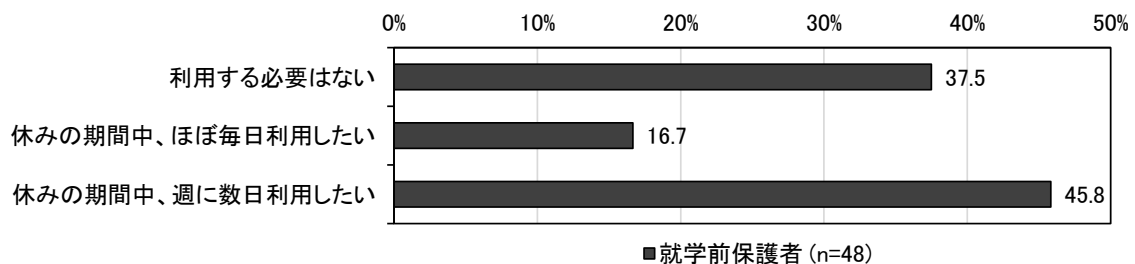
【保育園・幼稚園等の平日以外の利用意向について（単数回答）】



●幼稚園利用者の夏休み等長期休暇中の利用意向について

幼稚園利用者の長期休暇中の利用意向をみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」（16.7%）と「休みの期間中、週に数日利用したい」（45.8%）を合わせた“利用したい”は、62.5%となっています。

【夏休み等長期休暇中の利用意向について（「幼稚園」を利用している人／単数回答）】



②病児・病後児保育について

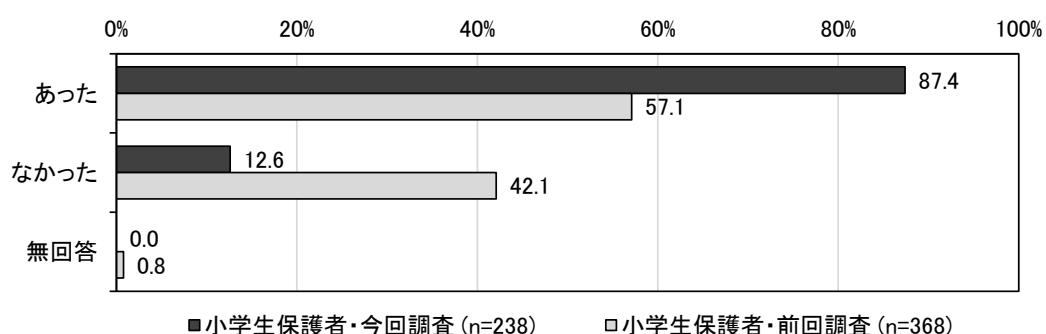
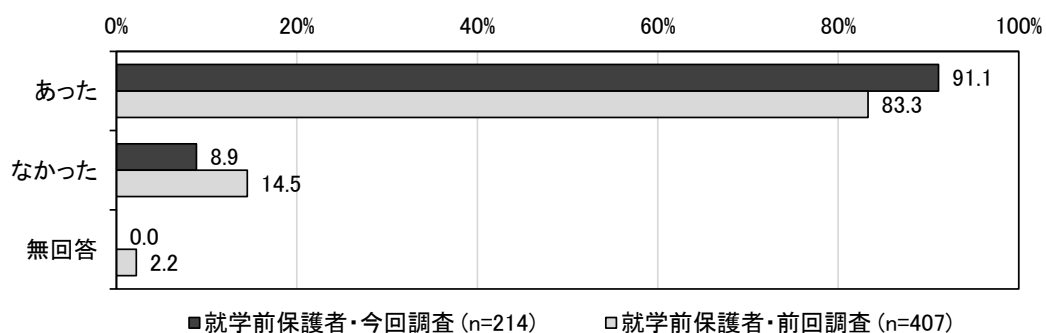
●子どもが病気やケガで保育園や学校等を休んだことの有無について

子どもが病気やケガで保育園や学校等を休んだことについて、「あった」をみると、就学前保護者が91.1%、小学生保護者が87.4%となっています。

前回調査と比較すると、就学前保護者が7.8ポイント、小学生保護者が30.3ポイント多くなっています。

【子どもが病気やケガで保育園や学校等を休んだことの有無について

(就学前保護者は教育・保育施設を利用している人／単数回答)】

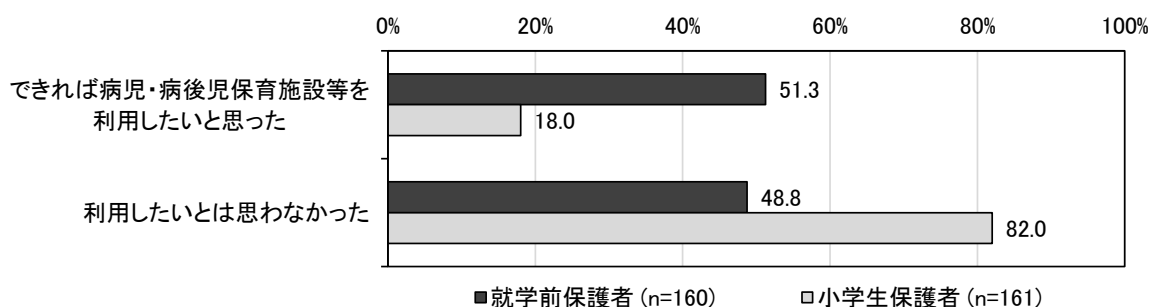


●病児・病後児のための保育施設等の利用意向について

保育施設等の利用意向について「できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと思った」をみると、就学前保護者が51.3%、小学生保護者が18.0%となっています。

【病児・病後児のための保育施設等の利用意向について

(保護者が仕事を休んで対応した人／単数回答)】

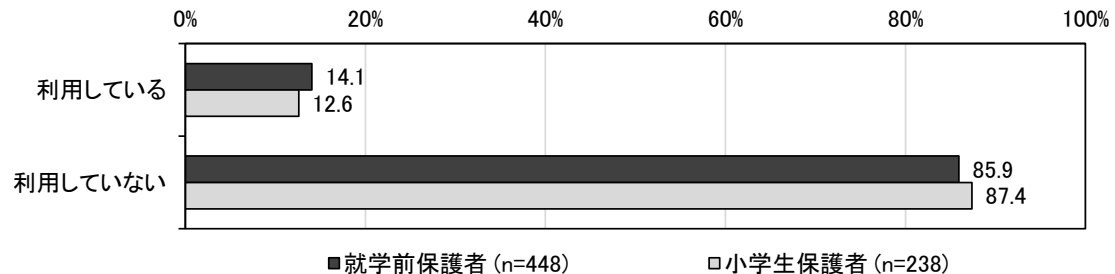


③突発的な保育について

●現在の突発的な保育の利用について

現在の突発的な保育の利用状況について「利用している」をみると、就学前保護者が14.1%、小学生保護者が12.6%となっています。

【現在の突発的な保育の利用について（単数回答）】

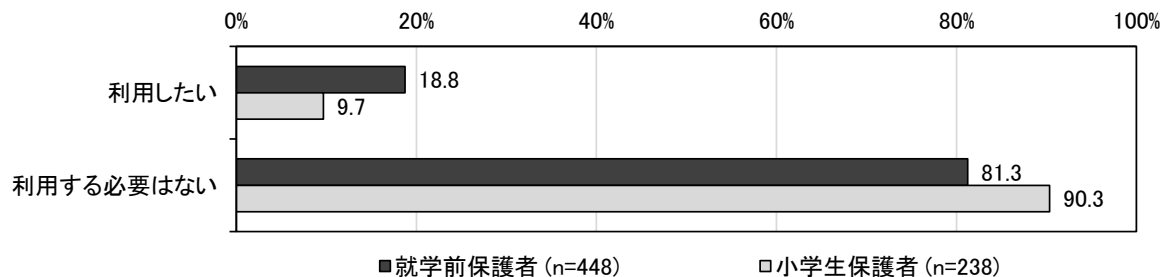


④短期入所生活援助事業（ショートステイ）について

●短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用意向について

短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用意向について「利用したい」をみると、就学前保護者が18.8%、小学生保護者が9.7%となっています。

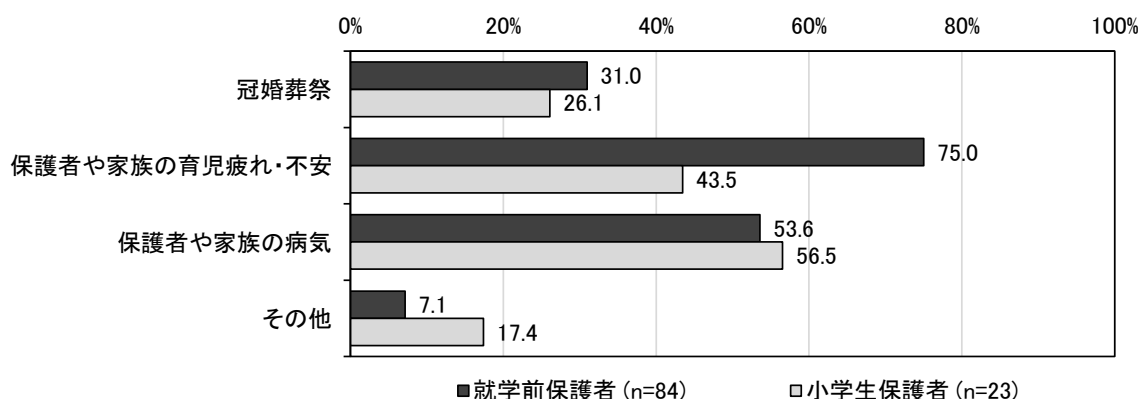
【短期入所生活援助事業の利用意向について（単数回答）】



●短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用したい目的について

短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用したい人の内で、その利用目的をみると、「保護者や家族の育児疲れ・不安」（就学前保護者75.0%／小学生保護者43.5%）と「保護者や家族の病気」（就学前保護者53.6%／小学生保護者56.5%）が多くなっています。

【短期入所生活援助事業を利用したい目的（「利用したい」を選んだ人）／複数回答】

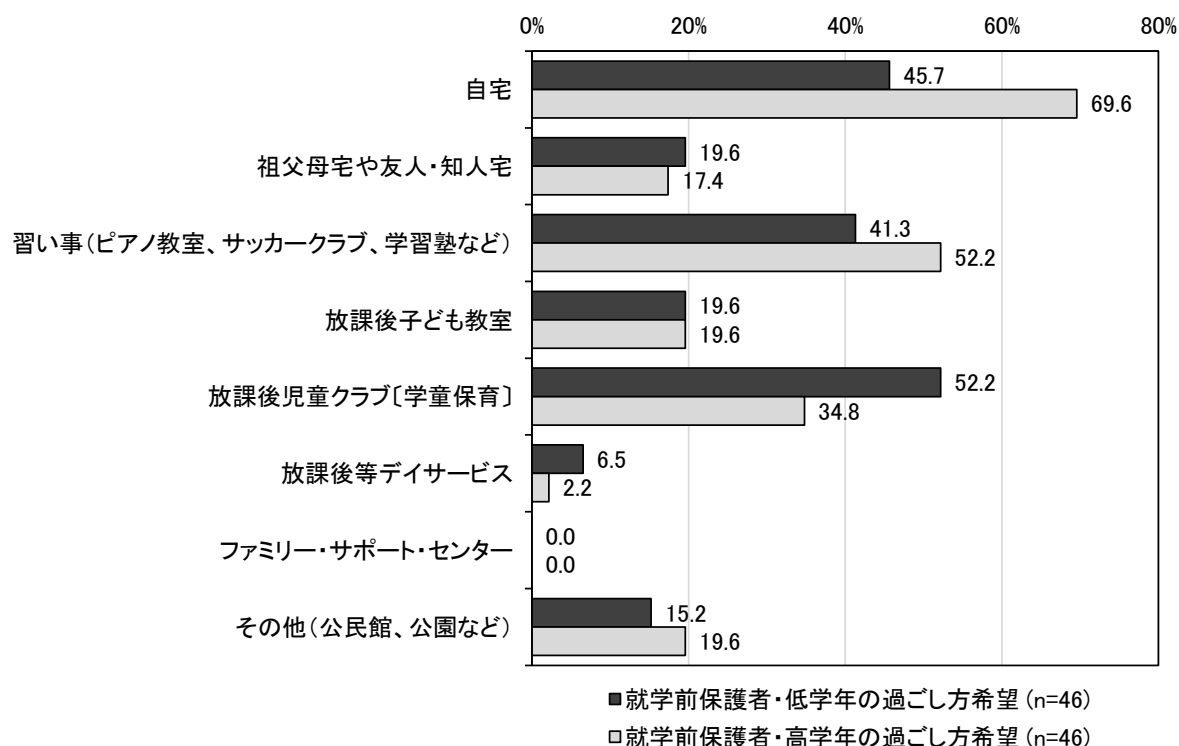


⑤放課後児童クラブについて

●就学前保護者の放課後児童クラブの将来的な利用意向について

こどもが小学校へ入学した後の放課後児童クラブの利用意向についてみると、低学年で52.2%、高学年で34.8%となっています。

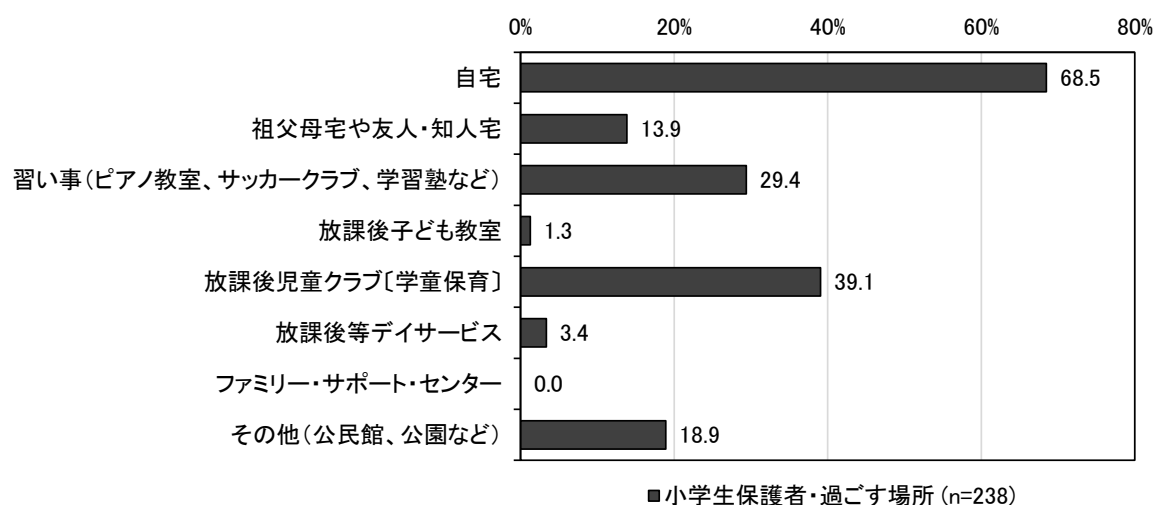
【放課後の過ごし方の希望について（5歳以上の子をもつ人のみ／複数回答）】



●小学生保護者の放課後児童クラブの利用について

現在の放課後児童クラブの利用についてみると、39.1%が利用しています。

【放課後の過ごす場所について（複数回答）】



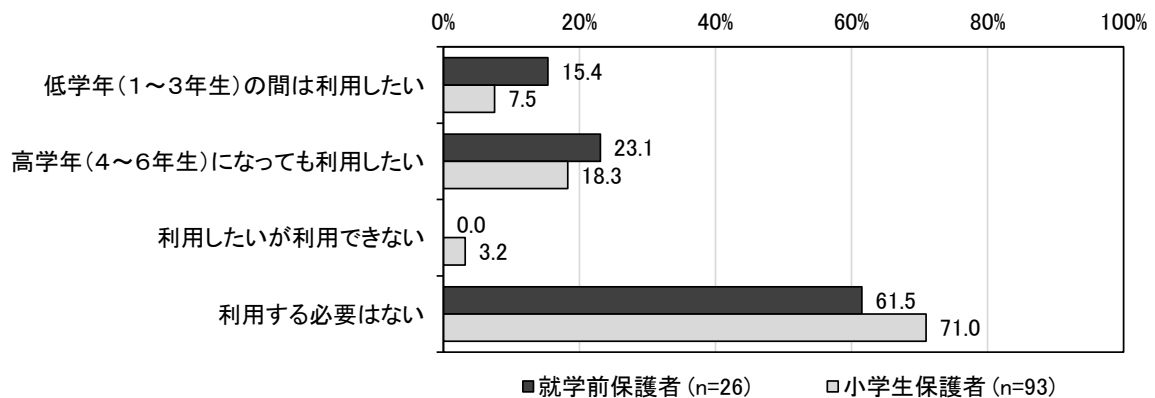
●土日・祝日の放課後児童クラブの利用意向について

土曜日での高学年までの利用意向をみると、就学前保護者が23.1%で、小学生保護者が18.3%となっています。

日曜日・祝日での高学年までの利用意向をみると、就学前保護者が11.5%、小学生保護者が11.8%となっています。

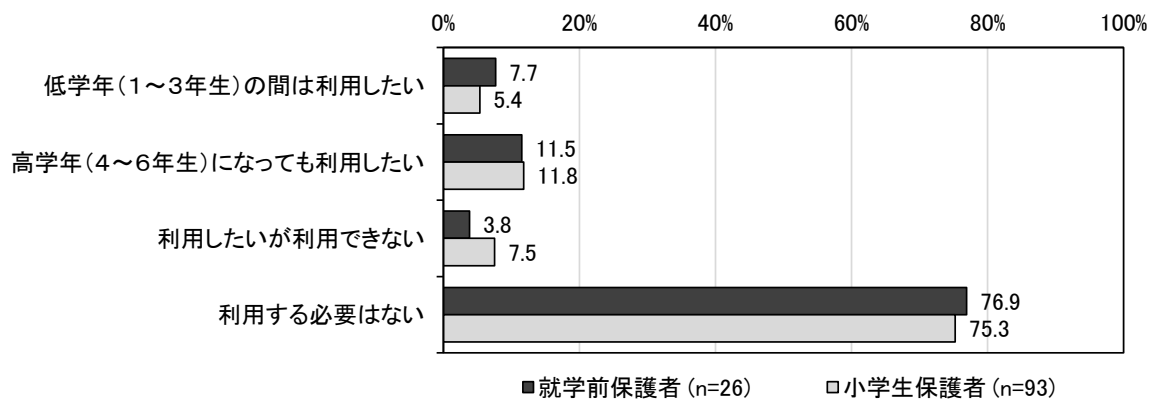
【土曜日の放課後児童クラブの利用意向について

(放課後児童クラブの利用意向をもつ人又は実際に利用している人のみ／単数回答)



【日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用意向について

(放課後児童クラブの利用意向をもつ人又は実際に利用している人のみ／単数回答)

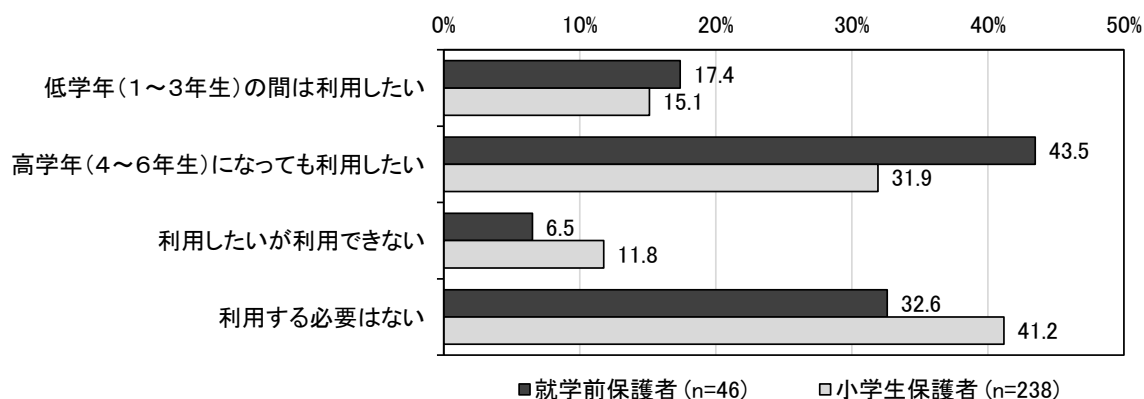


●長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向について

長期休暇中での高学年までの利用意向をみると、就学前保護者が43.5%、小学生保護者が31.9%となっています。

【長期休暇中の放課後児童クラブの利用意向について

(就学前保護者は5歳以上の子をもつ人のみ／単数回答)



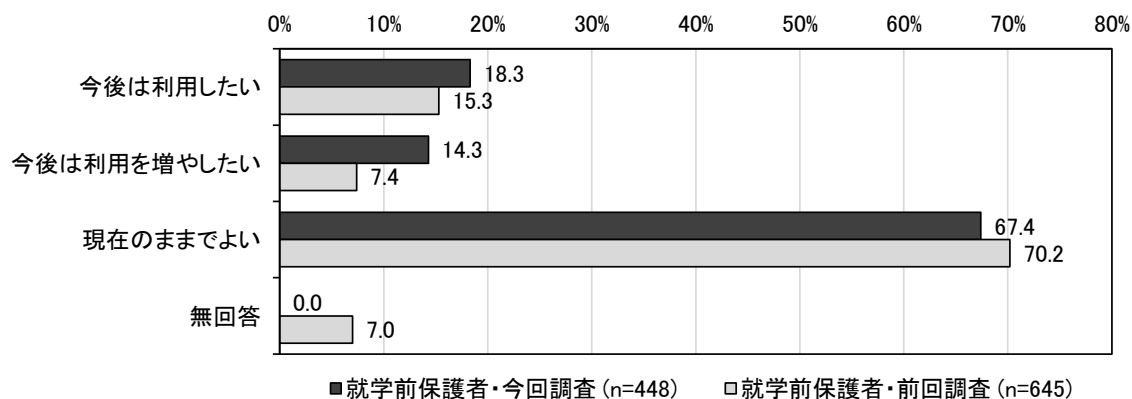
⑥子育て支援センターについて

●子育て支援センターの利用意向について

子育て支援センターの利用意向をみると、「現在のままでよい」が67.4%と最も多い一方、「今後は利用したい」が18.3%、「今後は利用を増やしたい」が14.3%となっています。

前回調査と比較すると、「今後は利用したい」が3.0ポイント、「今後は利用を増やしたい」が6.9ポイント前回より多くなっています。

【子育て支援センターの利用意向について（単数回答）】

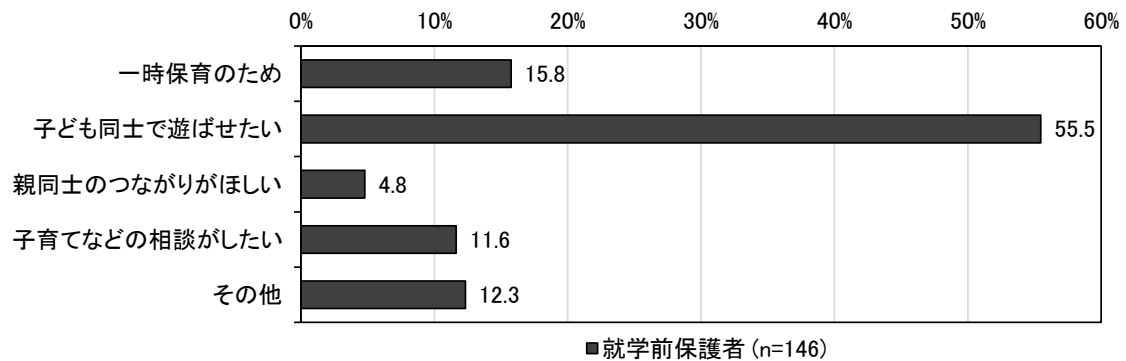


●子育て支援センターの利用目的について

子育て支援センターの利用目的をみると、「子ども同士で遊ばせたい」が55.5%と最も多く、次いで「一時保育のため」が15.8%、「子育てなどの相談がしたい」が11.6%となっています。

【子育て支援センターの利用目的について

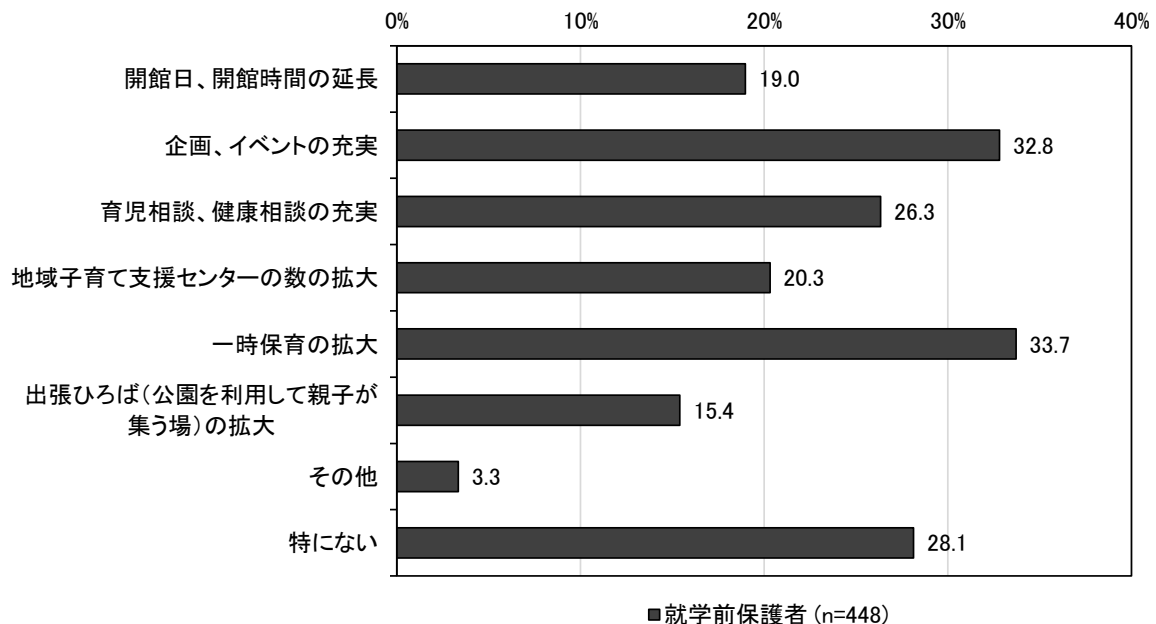
（「今後は利用したい」「今後は利用を増やしたい」を選んだ人のみ／単数回答）】



●子育て支援センターに期待することについて

子育て支援センターに期待することをみると、「一時保育の拡大」が33.7%と最も多く、次いで「企画、イベントの充実」が32.8%、「育児相談、健康相談の充実」が26.3%となっています。なお、「特にない」は28.1%となっています。

【子育て支援センターに期待することについて（複数回答）】

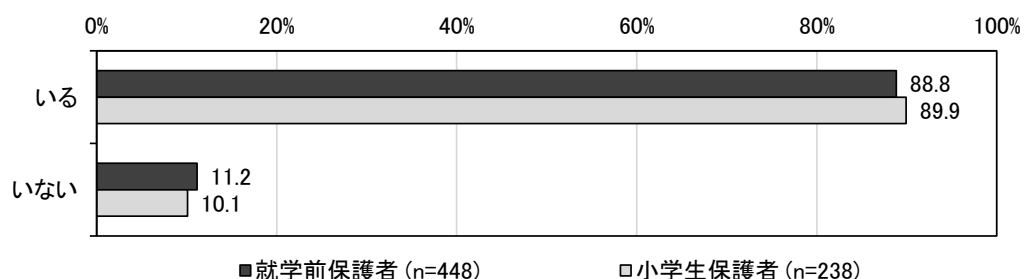


⑦子どもの悩みや相談について

●子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無について

子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無について「いない」をみると、就学前保護者では11.2%、小学生保護者では10.1%となっています。

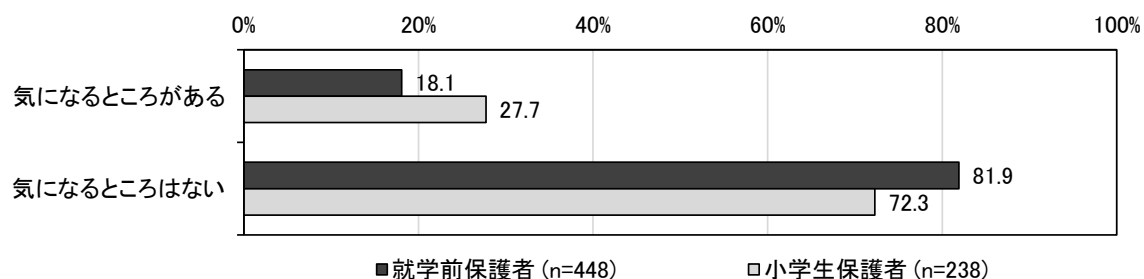
【子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無について（単数回答）】



●子どもの気になるところの有無について

子どもの気になるところについて「気になるところがある」をみると、就学前保護者では18.1%、小学生保護者では27.7%となっています。

【子どもの気になるところの有無について（単数回答）】



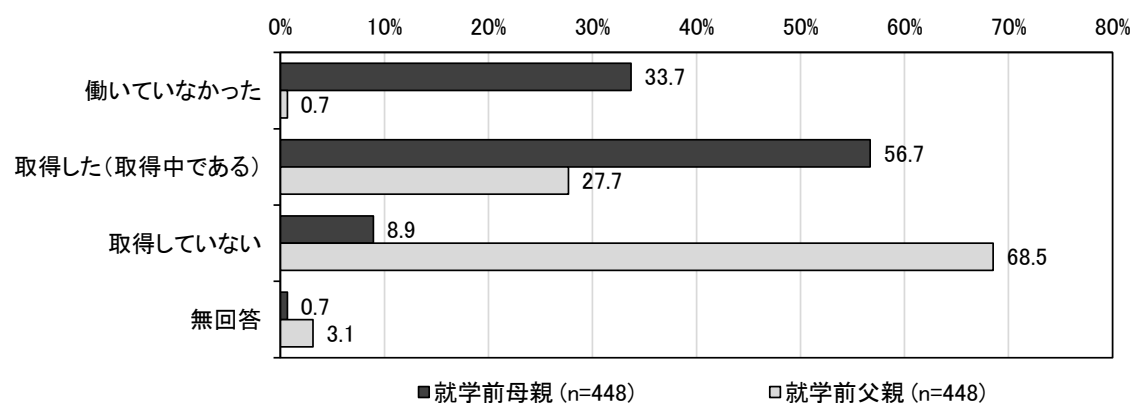
⑧育児休業等職場の両立支援制度について

●育児休業の取得状況について

就学前母親では、「取得した（取得中である）」が56.7%と最も多く、次いで「働いていなかった」が33.7%、「取得していない」が8.9%となっています。

就学前父親では、「取得していない」が68.5%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が27.7%、「働いていなかった」が0.7%となっています。

【育児休業の取得状況について（単数回答）】

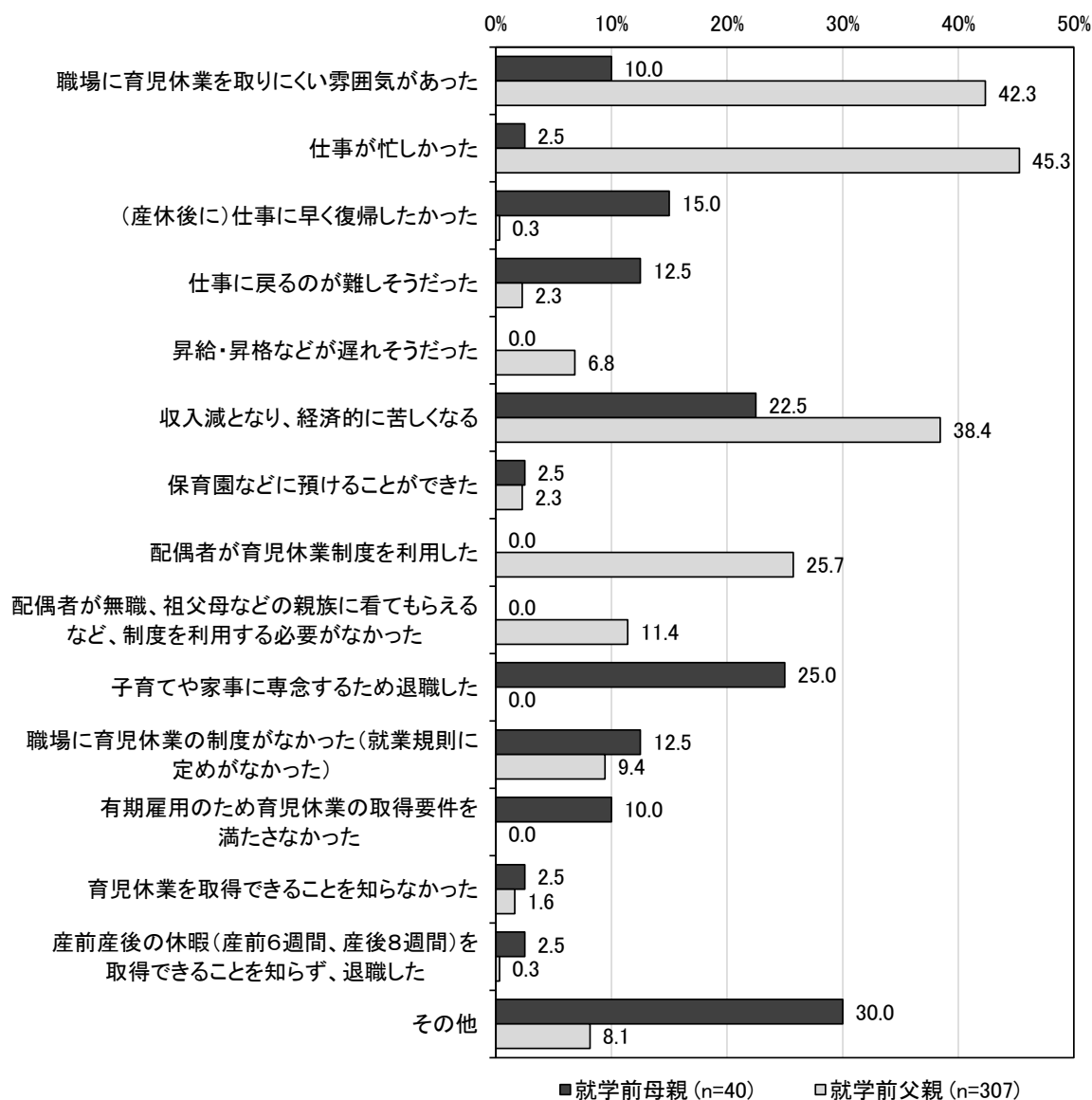


●育児休業を取得していない理由について

就学前母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が25.0%と最も多く、次いで「収入減となり経済的に苦しくなる」が22.5%、「(産休後に)仕事に早く復帰したかった」が15.0%となっています。

就学前父親では、「仕事が忙しかった」が45.3%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が42.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が38.4%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が25.7%となっています。

【育児休業を取得していない理由について（「取得していない」を選んだ人／複数回答）】



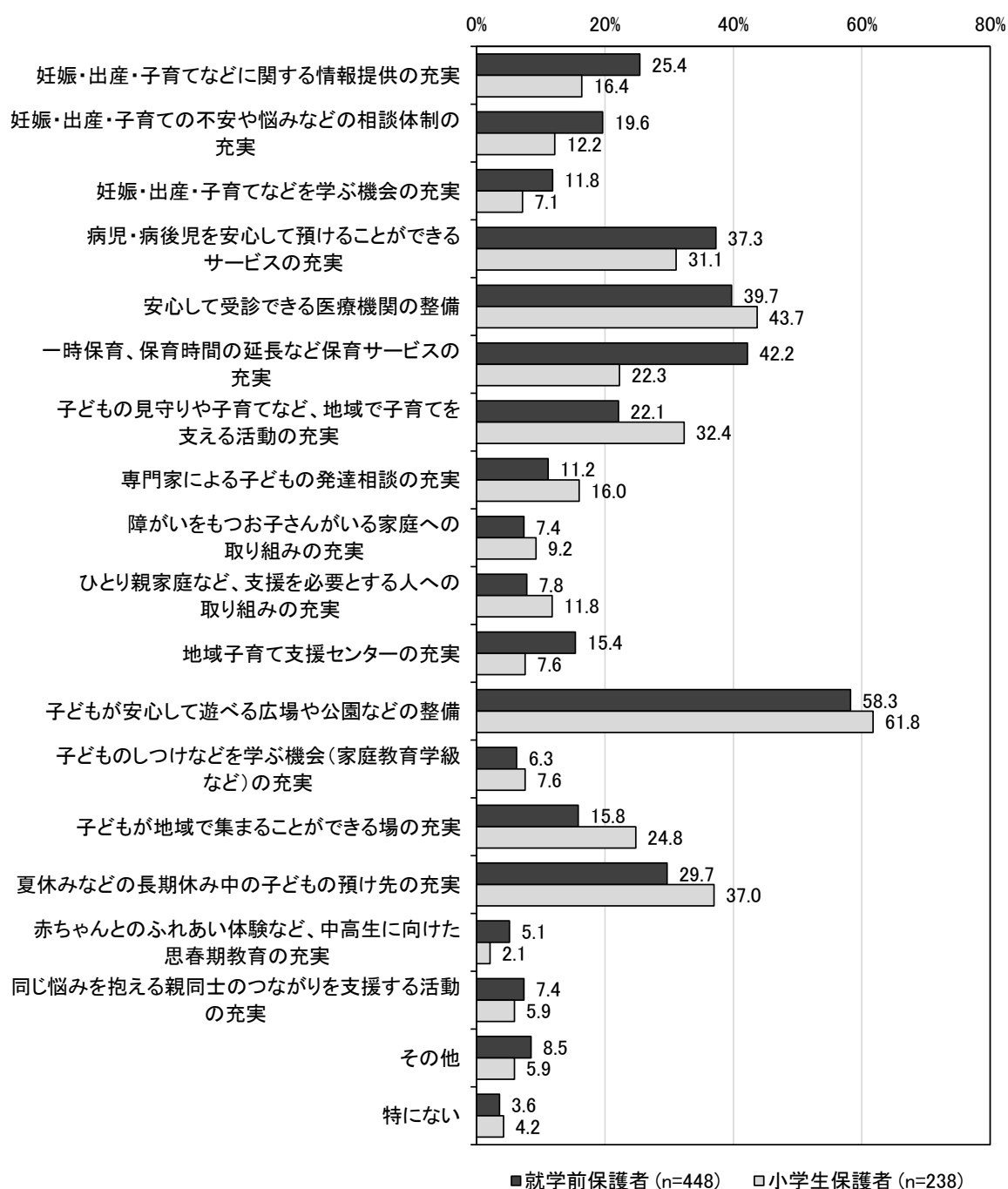
⑨保護者が重視する子育て支援施策について

●保護者が重視する子育て支援施策について

就学前保護者では、「子どもが安心して遊べる広場や公園などの整備」が58.3%と最も多く、次いで「一時保育、保育時間の延長など保育サービスの充実」が42.2%、「安心して受診できる医療機関の整備」が39.7%となっています。

小学生保護者では、「子どもが安心して遊べる広場や公園などの整備」が61.8%と最も多く、次いで「安心して受診できる医療機関の整備」が43.7%、「夏休みなどの長期休み中の子どもの預け先の充実」が37.0%となっています。

【保護者が重視する子育て支援施策について（複数回答）】



3. 第2期計画の取り組み評価

木更津市子ども・子育て支援事業計画第2期（令和2年度～令和6年度）の取り組み状況及び課題については、次のとおりです。

※事業項目が多いため、主な実績と課題のみ記載。下記の「主な実績」や「課題」の数値は、令和5年度末現在。

（1）幼児期の教育・保育の提供について

主な実績（成果）	課題
●4園が新制度幼稚園に移行し、5園が認定こども園に移行し対応。 ●認可保育所を1園、小規模保育事業所を4園開設するなど、提供体制の確保を実施。	●引き続き教育・保育ニーズに対応するとともに、待機児童を解消するためにも、保育士の確保及びその処遇改善が必要。

（2）地域子ども・子育て支援事業について

①通所による事業について

主な実績（成果）	課題
●市内の保育施設29施設で、延長保育を実施（延べ利用数：989人／年）。 ●市内の幼稚園・認定こども園19園で、預かり保育を実施（延べ利用数：41,687人日／年）。 ●市内の保育施設9施設と地域子育て支援センターで、一時預かりを実施（延べ利用数：8,231人日／年）。 ●市内54か所で、放課後児童クラブを実施（利用数：1,776人／年）。また、学校・放課後子ども教室と連携した一体型については、実施なし。 ●子どもの養育が一時的に困難になった場合に短期間預かるショートステイ事業を2施設と連携し実施（延べ利用数：37人日／年）。 ●市内で病児・病後児保育施設を実施する施設がなく、体調不良児対応型の事業を実施する施設のみで対応（実施施設数：4園）。 ●市内の保育施設1施設で、休日保育を実施（児童数は月平均38名）。	●就労状況等の変化から延長保育や休日保育へのニーズがある中で、保育士の確保及びその処遇改善が必要。 ●一時預かりと幼稚園の預かり保育では、利用数が増えており、適切な対応が課題。 ●放課後児童クラブを実施する施設も増えているが、待機児童も増えているため、ニーズの把握と必要量の確保が必要。 ●ショートステイ事業では、依頼数の増加に伴い、対応可能な職員の確保が課題。 ●病児・病後児保育のニーズを把握するとともに、実施施設の確保が必要。

②訪問・相談支援等の事業について

主な実績（成果）	課題
●生後4か月までの子どものいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施（新生児訪問件数：延べ845件、訪問実施率：97.9%）。 ●市内5拠点で、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）を展開（延べ利用数：1,475人回／月）。また、わかば子育て支援センターにおいて、子育て支援センターの利用促進や子育て世代の交流を目的とした「ぽんぽこベビーフェス」を開催。 ●ファミリー・サポート・センター事業を実施（依頼会員：512人、提供会員：137人、両方会員：27人）。	●乳児家庭全戸訪問事業については、適切な時期に全数訪問支援ができるよう周知に努めるとともに、保護者の悩みや心配事等に対応できるよう、訪問指導員のさらなる資質向上が必要。 ●地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）の利用はやや減少しているため、利用に結びつかない保護者へのアプローチが課題。 ●ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員の増加に伴い、提供会員の不足・高齢化が課題。

（3）子どもの健やかな成長への支援について

主な実績（成果）	課題
●子どもの様々な悩みや不登校等の問題について、社会教育指導員による青少年・子育て相談の周知のため、相談カードを作成し配布（6月（市内の小中学校、幼稚園、保育園、教育機関等）：15,805枚、9月（市内の小中学校）：10,846枚）。 ●子ども達の居場所づくりと地域の教育力の充実に向け、放課後子ども教室を7か所で展開。 ●青少年の健全育成に向け、木更津市少年野球大会（中学校の部）・少年少女の主張大会の実施や広報紙の配付、県主催の研修会への参加や理事会を開催。 ●不登校児童・生徒の原籍校復帰に向け、学校適応指導教室「あさひ学級」で、オンラインによる支援体制を整備。	●青少年・子育て相談の周知方法として、相談カード以外の方法も必要。 ●放課後子ども教室の教室間の情報共有に加え、放課後児童クラブとの連携強化が必要。 ●地域の青少年健全育成活動の支援をする担い手確保が必要。 ●「あさひ学級」への入級希望者の増加に伴い、相談員の確保等の体制整備が必要。

(4) 親と子の健康の確保及び増進

①母子の健康づくりの推進

主な実績（成果）	課題
●母子健康手帳を交付するとともに、交付時に保健指導を実施し、そのうち妊娠・出産に不安を抱える妊婦の51%に電話や面接にて継続支援を実施。 ●妊婦個別指導事業として、妊婦に対し、母子保健コーディネーター等が面接、電話等を通じ、必要な保健指導を実施（妊婦保健指導人数：156名）。 ●乳幼児健康診査の受診率がコロナ禍の影響により低下した後も回復しておらず、受診勧奨を実施（乳児健康診査受診券利用率：94.4%、1歳6か月児健康診査受診率：93.5%、3歳児健康診査受診率：92.3%）。	●引き続き、母子健康手帳交付時に、今後の妊娠経過や出産に向けた見通しが持てるよう、伴走型相談支援も含め、保健指導が必要。 ●妊婦個別指導実績は年々減少傾向であり、電話等をしても繋がらない妊婦も多いため、妊婦への支援については関係機関との連携強化が課題。 ●乳幼児健康診査については、未受診者対策として、市ホームページや妊娠・子育てアプリ等を活用した受診勧奨が必要。

②育児力向上のための支援

主な実績（成果）	課題
●こどもの成長、発達に合わせた生活や遊び、食事のポイントを伝える講話、親子教室を開催（参加組数319組）。また、第2子以降の保護者も参加できるようにする等対象者の拡大を検討。 ●子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場として子育て講座や保育講座、離乳食講座を実施（322回、延べ3,071名参加）	●親子教室の参加者は増えているものの、参加率は75%程度であるため、周知や参加勧奨が必要。 ●両親ともに対象としているが、男性参加者は少なく今後の参加拡大のための周知が課題。

③食育の推進

主な実績（成果）	課題
●乳幼児の保護者向けに講座や指導を行うとともに、資料配布等を実施。 ●保育施設では菜園づくりや展示事業を通し、幼児期から食の理解を深めるとともに、小中学校においても食育計画に基づき、情報発信等を実施。	●引き続き、保護者・こども共に食育の重要性や必要性を周知するための活動を実施。 ●あわせて、各施設や学校における事業や情報発信の平準化を図るため、栄養士間等の情報共有を積極的に図っていく。

(5) 子育てを支援する生活環境の整備について

①子育て家庭へのサポートについて

主な実績（成果）	課題
●子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図るため、保育士による子育て相談や子育て講座を実施（子育て講座：1回、保育講座：12回、離乳食講座：4回）。 ●令和4年8月より開始した子育てヘルパー派遣事業（産前産後・家事育児サポート事業）では、保護者の方が出産前後などで家事・育児ができない時、周囲からの支援が見込めない家庭を対象に、市と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣し、身の回りのお世話や育児の援助を実施（登録者数：190人、利用件数：336件）。	●相談できない人や相談窓口を知らない人へのアプローチや保護者目線に立った相談支援が必要。 ●子育てヘルパー派遣事業（産前産後・家事育児サポート事業）に登録はしても実際の利用に繋がらないケースもあるため、周知方法等の検討が必要。

②子育て情報の提供について

主な実績（成果）	課題
●子育てサービスの内容や各種制度についての情報を、広報紙「きさらづ」や市のホームページ（「子育て応援サイト」）等により発信。 ●令和5年度には母子手帳アプリを導入。	●子育て応援サイトの閲覧数が想定より増えていないこともあり、引き続き、子育て応援サイトをはじめ Twitter、フェイスブック、妊娠・子育てアプリ等を活用した対象者に届く情報提供が必要。

③小児医療に関する体制整備等について

主な実績（成果）	課題
●君津郡市広域市町村事務組合地域救急医療協議会に継続参加。 ●「#8000」については母子手帳発行時や乳幼児健診時の保健指導時、「小児救急ガイド」への掲載を通じ普及啓発を実施（「#8000」の認知度：89.2%）。	●医師の高齢化や医師・看護師不足、輪番制で待機する医療機関の減少等により、小児医療体制の維持が課題。

④子育てしやすい環境の整備について

主な実績（成果）	課題
●新規公園整備を実施するほか、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の更新や、中の島大橋の耐震化補強のため改修工事を実施（供用開始済公園面積：133.98ha※令和6年度末見込）。	●引き続き、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の更新や中の島大橋長寿命化対策工事が必要。

⑤子育て家庭の仕事と生活の調和について

主な実績（成果）	課題
●最低賃金や育児介護休業法の改正、事業者の職場パワーハラスメント対策の義務化など、事業者にとって必要な情報の普及啓発を実施。	●育児休業の取得率はあがっているものの、子育て世帯にとって働きやすい職場環境が十分に整備されているとは言い難いため、より一層の普及活動が必要。

(6) 地域における子育て力の支援について

主な実績（成果）	課題
●公民館で出張ひろば、公民館講座、保育園で地域の方を招いた地域との交流会等を実施（出張ひろば：5か所の公民館で実施、公民館講座：5回）。 ●世代間の交流に向け、保育施設で祖父母を招いた交流会を開催するとともに、介護施設への訪問を実施（高齢者との交流会実施：9園、老人介護施設慰問実施：4園）。 ●子ども達と地域とのふれあいを深めるとともに、子育て中の保護者を応援するために、地域が一体となり、市民の力で計画・実施する「木更津こどもまつり」への支援を実施（木更津こどもまつりのスタッフ・来場者延べ人数：10,000人）。	●より効果的なイベントとするために、周知や啓発の強化が必要。

(7) 援助を必要とする子ども・家庭への支援の充実

主な実績（成果）	課題
●児童虐待防止に向け、関係機関との連携を図り、木更津市児童虐待対応マニュアル及び千葉県子ども虐待対応マニュアルに沿った対応を実施（児童虐待相談対応件数：431件）。 ●子どもの発達や育児の相談に発達相談員が応じ、家庭等における配慮事項や具体的な子育て方法についての助言を実施（窓口相談：延べ526人、こども相談：延べ400人、園・学校訪問：延べ58人）。 ●言語の発達に課題のある就学前の子どもに対し、指導員による言葉の相談や指導等を実施（延指導回数：2,489回）。 ●保育の必要性があり、集団保育が可能な障がいのある児童の保育を実施（障害児保育の実施施設数：19施設、障害児保育の体制状況：約6割の施設が対応）。 ●ひとり親家庭からの相談内容が複雑化・多様化していることから、更なる知識や相談技術の向上のため、母子・父子自立支援員や相談担当者が研修会に参加（母子・父子自立支援員2名：5回、子ども家庭相談員・家庭相談員5名：延べ5回）。	●児童虐待件数は毎年度400件を超えており、児童虐待防止に向けて関係機関との連携強化が課題。 ●子どもの発達について、特に集団生活での課題や学習面での課題には所属先と連携できるよう、保護者との関係構築が必要。 ●幼児言語教室は主に年長児を対象としていることから、就学移行期は心身共に負担がかかる時期であるため、新たな学びの場でのスムーズなスタートができるよう、小学校との円滑な接続が必要。 ●保育士不足から加配ができない状況があり、加配保育士の確保が課題。 ●ひとり親家庭への相談・アドバイスについては、引き続き、各種研修に参加し、相談技術の向上、スキルアップが必要。

4. 計画策定に向けた現状と課題のまとめ

(1) 幼児期の教育・保育の提供について

就労している女性や共働き世帯が増えており、子育て世帯の家庭環境やニーズは年々変化しています。

統計データをみると、すべての年代で就労している女性の割合が増えていることから、今後も母親の就労状況やニーズを踏まえた、教育・保育サービスの適切な提供が求められます。

調査結果をみると、教育・保育施設の利用状況と利用希望の比較では、「幼稚園」（現在22.4％／希望48.9％）が26.5ポイント、「認可保育園」（現在34.6％／希望55.1％）が20.5ポイント、「認定こども園」（現在23.8％／希望42.2％）が18.4ポイントと、現在の利用より今後の利用ニーズが高いことがわかります。

市の取り組み状況においては、今後も待機児童の解消に向けて取り組むとともに、教育・保育ニーズの増加に対応した人材の確保が課題として挙げられています。



充実した幼児期の教育・保育の提供

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

①延長保育・休日保育について

調査結果をみると、平日以外で教育・保育を利用したい人では、土曜日では4割強（月に1～2回は利用したい29.5％／ほぼ毎週利用したい12.7％）、日曜日・祝日では約3割（月に1～2回は利用したい24.8％／ほぼ毎週利用したい5.4％）となっています。また、長期休暇中に利用したい人（週に数日は利用したい45.8％／ほぼ毎日利用したい16.7％）では6割強となっており、保護者が重視する子育て支援施策として「夏休み等の長期休み中の子どもの預け先の充実」を求める人も約3割となっていることから、これらの利用実績と利用意向を考慮した土日・祝日や長期休暇中の提供体制の検討が必要とされています。

市の取り組み状況においては、子育て世帯の就労状況等の変化から延長保育や休日保育のニーズはある中で、保育士の確保及びその処遇改善の検討が必要とされています。

②病児・病後児保育について

共働き世帯の増加により、子どもが体調を崩した際の対応に苦慮する家庭が増えています。

調査結果をみると、子どもが病気やケガで学校を休んだことのあった人は、就学前保護者（91.1％）が約9割、小学生保護者（87.4％）が9割弱で、前回調査と比較すると、就学前保護者が7.8ポイント、小学生保護者が30.3ポイント前回より多くなっています。また、保護者が仕事を休んで対応した人の内、病児・病後児施設を利用したい人は、就学前保護者（51.3％）が約5割、小学生保護者（18.0％）が2割弱となっていることから、病児・病後児保育の提供体制のあり方の検討が必要とされています。

市の取り組み状況においては、市内で病児・病後児保育施設を実施する施設がないため、今後もニーズの把握を行うとともに、提供体制の検討が課題として挙げられています。

③一時保育について

調査結果をみると、現在の突発的な保育の利用状況では、就学前保護者（14.1％）が1割半ば、小学生保護者（12.6％）が1割強と、利用者が一定数いることがうかがえます。

市の取り組み状況においても、一時預かりと幼稚園・認定こども園の預かり保育はともに利用数がやや増えており、引き続き適切な対応が課題として挙げられています。

④短期入所生活援助事業（ショートステイ）について

調査結果をみると、短期入所生活援助事業の利用意向では、就学前保護者（18.8％）が約2割、小学生保護者（9.7％）が約1割と、1割程度の差はあるものの利用希望者が一定数いることがうかがえます。また、今後利用したい人の内で、その利用目的では、「保護者や家族の育児疲れ・不安」（就学前保護者75.0％／小学生保護者43.5％）と「保護者や家族の病気」（就学前保護者53.6％／小学生保護者56.5％）が多いことから、保護者等の心身のリフレッシュや体調不良時等の対応として必要とされていることがうかがえます。

市の取り組み状況においては、2施設と連携し対応していますが、依頼数の増加に伴い、対応可能な人材の確保が課題として挙げられています。

⑤放課後児童クラブについて

全国的に放課後児童クラブの待機児童の解消は課題となっており、本市においても例外ではありません。

調査結果をみると、小学校入学後の放課後児童クラブの利用意向は、低学年（52.2%）が5割強、高学年（34.8%）が3割半ばとなっており、低学年の間に限れば、放課後の過ごし方として、自宅や習い事などよりも割合が高くなっています。

また、平日以外での高学年までの利用意向をみると、土曜日では就学前保護者（23.1%）が2割強で、小学生保護者（18.3%）が2割弱、長期休暇中では、就学前保護者（43.5%）が4割半ば、小学生保護者（31.9%）が3割強となっています。

これら放課後児童クラブの利用実績と利用意向を考慮した提供体制の検討が求められます。

市の取り組み状況においては、実施施設を増やしていますが、待機児童も増えている状況のため、提供体制の検討が必要とされています。

⑥子育て支援センターについて

調査結果をみると、子育て支援センターを今後新たに利用したい、又は利用を増やしたい人（32.6%）は3割強と、前回調査から9.9ポイント多くなっており、利用意向の増加がうかがえます。利用目的としては、「子ども同士で遊ばせたい」（55.5%）、「一時保育のため」（15.8%）が挙げられており、また期待することでは、「一時保育の拡大」（33.7%）や「企画、イベントの充実」（32.8%）、「育児相談、健康相談の充実」（26.3%）等が求められていることから、これらの利用意向を考慮した子育て支援センターの運営が求められます。

市の取り組み状況においては、子育て支援センターの利用が減少しているため、利用に結びつかない保護者へのアプローチが課題として挙げられています。



地域子ども・子育て支援事業の推進

(3) 子どもの成長を支える取組について

子どもが成長過程において抱えている問題は、いじめや不登校、非行など多岐にわたります。

市の取り組み状況をみると、子どもの様々な悩みや不登校等の問題へのアプローチや居場所づくり、青少年の健全育成等を実施するなかで、今後も効果的に、かつ継続的に取り組んでいくため、取組の周知や関係団体等との連携、担い手・人材確保が必要とされています。

また、不登校児童・生徒の原籍校復帰に向け、学校適応指導教室「あさひ学級」で、オンラインによる支援を実施していますが、入級希望者の増加に伴い、相談員の確保等の体制整備が必要とされています。



心と体の成長を支える活動・教育の推進

(4) 親子の健康について

妊娠期から出産・乳幼児期までの心身ともに不安定な時期には、母子へのケアが不可欠ですが、市の取り組み状況をみると、妊婦個別指導の実績は減少しており、電話等もつながらず保健指導ができないケースも増えているため、必要な支援が確実に届くように関係機関との連携強化が課題として挙げられています。

また、乳幼児健康診査の受診率がコロナ禍の影響により低下した後も回復していないため、未受診者に対する受診勧奨の必要性が課題として挙げられています。



親と子の健康の確保及び増進

(5) 子育ての支援について

①子育て家庭へのサポートについて

地域コミュニティの希薄化は全国的な課題となっていますが、それにより子育てに関する悩みや不安を1人で抱えている人が増えています。

調査結果をみると、気軽に相談できる人がいない人（就学前保護者11.2％／小学生保護者10.1％）をはじめ、妊娠・出産・子育ての不安や悩み等の相談体制の充実を求める人（就学前保護者19.6％／小学生保護者12.2％）、子どもに気になるところがある人（就学前保護者18.1％／小学生保護者27.7％）が一定数いることから、相談できない人や相談窓口を知らない人へのアプローチや保護者目線に立った相談支援が求められます。

市の取り組み状況においては、令和4年8月より開始した子育てヘルパー派遣事業（産前産後・家事育児サポート事業）も実際の利用にはつながらないケースがあるため周知方法等の検討が課題として挙げられています。

また、地域ぐるみでの子育てを推進していく体制も必要と考えられます。

②子育てしやすい環境の整備について

調査結果の保護者が重視する子育て支援施策をみると、「子どもが安心して遊べる広場や公園等の整備」では、就学前保護者（58.3％）と小学生保護者（61.8％）がともに最上位項目となっていることから、子どもが安心して遊べる場所の整備が求められています。

市の取り組み状況においては、引き続き、公園等の整備の検討が必要とされています。

③子育てと仕事の両立について

共働き世帯の増加により、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭が増加していると予測されます。

調査結果をみると、育児休業の取得状況では、「取得した（取得中である）」は、母親（56.7％）が6割弱で、父親（27.7％）は3割弱と、母親、父親ともに取得率は以前より高くなっているものの、特に父親の取得は4人に1人に留まっています。また、育児休業を取得していない人（母親8.9％／父親68.5％）の理由をみると、母親、父親ともに、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（母親22.5％／父親38.4％）が多いほか、父親では、職場環境を理由に育児休業を取得していない人が多くみられます。また、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」人（25.0％）もいることから、希望に応じた子育てと仕事が両立できる環境づくりが求められます。

市の取り組み状況においては、よりよい労働環境づくりに向け、企業への働きかけや情報提供を通じて、多様な働き方の実現や父親の育児休業の取得促進など、働き方を選択できる職場環境の整備が必要とされています。



子育てを支える環境の充実

(6) 支援を必要とする子ども・家庭への取組について

子育て家庭の状況は、障がい、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた支援が求められています。

市の取り組み状況をみると、児童虐待防止に向け、早期発見・早期対応・再発防止に努めてはいるものの、児童虐待件数は毎年度400件を超えており、今後は関係機関とのより一層の連携強化が課題として挙げられます。

子どもの発達や育児の相談については、発達相談員が対応していますが、特に集団生活での課題や学習面での課題への対応には所属先と連携できるよう、保護者との関係構築が必要とされています。

集団保育が可能な障がいのある児童の保育を実施していますが、保育士が不足していることから、加配保育士の確保も課題として挙げられます。

ひとり親家庭への支援として相談支援等を実施していますが、相談内容が複雑化・多様化していることから、各種研修に参加し、さらなる相談技術の向上、スキルアップが求められます。



子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、妊娠期から18歳未満までの子どもをもつ家庭を対象とし、「子育て家庭」と「周囲の人々（地域）」と「市をはじめとした公的機関」がそれぞれの役割に応じて活動・支援していくことを目指します。特に、近年は子どもを取り巻く家庭や環境が多様化し、より幅広く、切れ目のない支援が求められています。

第3期計画では、第2期計画の取り組みを更に充実・発展させるとともに、「こどもまんなか」の考えのもと、子どもがその子らしく生きることができる未来を目指し、子育て世代がよりよく暮らすことのできるまちづくりを、みんなで実現していくことを進めます。

子育てを地域で支え、
子どもがその子らしく生きることができる未来を
みんなで実現していくまち “ きさらづ ”

2. 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、第2期計画の趣旨を引き継いだ新たな基本目標を定め、取り組みを進めていきます。

基本目標1 充実した幼児期の教育・保育の提供

子育て家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育ニーズ等に対応した適切な教育・保育の提供と、待機児童の解消に向けた人材確保等の提供体制の確保に取り組みます。また、安全で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。

基本目標2 地域子ども・子育て支援事業の推進

地域の実情やそれぞれの家庭の状況、土日・祝日、体調不良時等の緊急時など、子育て家庭のニーズに応じた子ども・子育て支援サービスや子育て情報の提供、相談体制の充実に取り組みます。

基本目標3 心と体の成長を支える活動・教育の推進

多くの身体的・心理的变化を経験する青少年期の健全育成に向けた取り組みを推進します。また、不登校や非行など課題や問題を抱える子どもへの支援をはじめ、子どもの健やかな成長に向けた教育環境の充実に取り組みます。

基本目標4 親と子の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子への周知やアプローチ方法の検討、支援体制の強化を進め、母子保健の充実を図ります。また、親の育児力向上のための支援等に取り組みます。

基本目標5 子育てを支える環境の充実

子育ての悩みや困難を抱える家庭など、すべての子育て家庭が安心・安全に暮らしていける生活環境の整備や仕事と子育ての両立に向けた環境づくりに取り組みます。また、子どもの成長を地域社会で支える環境づくりに取り組みます。

基本目標6 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

虐待の防止や保護が必要な子どもへの支援、発達の気になる子どもを支援する環境整備を行うとともに、障がい児をもつ家庭やひとり親家庭への支援を行うなど、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた支援の充実に取り組みます。

3. 施策体系

基本理念

子育てを地域で支え、子どもがその子らしく生きることができる未来を
みんなで実現していくまち“ きさらづ ”

基本目標

施策

1. 充実した幼児期の教育・保育の提供	(1) 幼児期の教育・保育の提供 (2) 保育環境・幼児教育環境の充実
2. 地域子ども・子育て支援事業の推進	(1) ニーズや成長に応じた支援事業の提供 (2) 相談支援の充実
3. 心と体の成長を支える活動・教育の推進	(1) 心と体の健全育成の推進 (2) 教育環境の充実
4. 親と子の健康の確保及び増進	(1) 母子の健康づくりの推進 (2) 育児力向上のための支援 (3) 食育の推進
5. 子育てを支える環境の充実	(1) 子育て家庭へのサポートの充実 (2) 子育て情報の提供 (3) 子育て家庭の経済的負担の軽減 (4) 子育てしやすい安心・安全な環境の充実 (5) 子育て家庭の仕事と生活の調和の促進 (6) 地域の子育て力の強化
6. 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実	(1) 要保護児童対策の推進 (2) 発達を支援する環境の充実 (3) 障がい児をもつ家庭への支援 (4) ひとり親家庭への支援

4. 事業推進の考え方

(1) 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、「子どもの保護者」と「子育て家庭の周囲の人々」と「市をはじめとした公的機関」が協働して取り組んでいきます。

尚、教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」については、下記のような考え方が前提となっています。

①教育・保育の提供区域の設定について

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、本市においては、市内のニーズに柔軟に対応できるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。

②教育・保育の認定区分について

教育・保育については、以下の区分について、それぞれの「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業等
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園（施設型給付園） 認定こども園（教育利用）
2号認定	3～5歳	あり	認可保育所 認定こども園（保育利用）
3号認定	0～2歳	あり	認可保育所 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業 事業所内保育事業 等

(参考) 子ども・子育て支援新制度の概要について

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法／認定こども園法の一部改正／子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。子育て家庭等の現在の利用状況と利用希望を踏まえて「量の見込み」を設定し、就学前児童が利用する認定こども園、幼稚園及び保育所（園）の施設並びに小規模保育事業などの地域型保育事業の状況を明らかにするものです。

なお、令和8年度より保護者の就労の有無や理由を問わずに0歳6か月から3歳未満の未就園児が保育施設を利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始となります。また、令和4年児童福祉法改正により「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が新たに創設され、令和6年4月から施行されているとともに、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。さらに、令和6年子ども・子育て支援法改正により、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」が新たに位置づけられ、令和7年4月から施行されます。

■事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
施設型給付 ○保育所（園） ○認定こども園 ○幼稚園	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童クラブ ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 ⑰妊婦等包括相談支援事業※令和7年4月～ ⑱産後ケア事業※令和7年4月～
地域型保育給付 ○小規模保育 （定員は6人以上19人以下） ○家庭的保育 （保育者の居宅等において保育を行う。） ○居宅訪問型保育 （子どもの居宅等において保育を行う。） ○事業所内保育 （事業所内の施設等において保育を行う。）	
乳児等のための支援給付 ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※令和7年4月～ ※令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけ	
児童手当	

(2) 関連計画との一体化に対する考え方

①次世代育成支援行動計画の継承について

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための令和6年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が10年間延長（令和17年3月31日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となりましたが、市町村行動計画の策定については任意となっています。

本市においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と、延長された次世代育成支援対策推進法に基づく施策を一体的に推進しています。

②母子保健計画との一体化について

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下、成育基本法とする）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的としています。成育基本法に基づき、成育医療等基本方針が定められ、市町村計画の策定はそれらを根拠とした策定通知において求められています。

本市においては、これまで健康きさらづ21（木更津市健康増進計画）の中で母子保健計画を推進していましたが、子ども・子育て家庭における支援事業を踏まえた上で各施策を推進していくこととしました。

第4章 施策の展開

基本目標1 充実した幼児期の教育・保育の提供

(1) 幼児期の教育・保育の提供

今後も子育て家庭の環境の変化に対応できるよう、適切な教育・保育サービスの提供に取り組めます。また、待機児童の解消に向け、保育の提供体制の整備に取り組めます。

施策項目	①幼稚園・認定こども園における教育の実施	担当課	こども保育課
施策内容	満3歳から小学校就学までの子どもに対して、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するため、幼児教育を行います。 幼児教育の無償化や施設型給付への移行を検討している幼稚園について、適切な対応に取り組めます。		

【量の見込み及び確保量】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定（3～5歳）	1,363	1,360	1,325	1,310	1,291
	2号認定（3～5歳）	261	236	208	187	167
	合計①	1,624	1,596	1,533	1,497	1,458
確保量	1号認定(私学助成を受ける幼稚園、施設型給付幼稚園及び認定こども園)	2,554	2,219	2,219	2,219	2,219
	2号認定(私学助成を受ける幼稚園)	261	236	208	187	167
	合計②	2,815	2,455	2,427	2,406	2,386
過不足②－①		1,191	859	894	909	928

【提供体制・確保方策の考え方】

- 令和6年度現在、私学助成を受ける幼稚園 6 園、施設型給付幼稚園 3 園、認定こども園 10 園があり、既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

施策項目	②保育園・認定こども園における保育の実施	担当課	こども保育課
施策内容	保護者の就労や疾病その他の理由等で、0歳から就学前の保育が必要な子どもに対して、保育の必要性について認定し、保育を行います。 1歳、2歳クラスに待機児童が生じていることから、適切な保育の提供が行なえるよう、保護者や各保育施設との調整を図ります。		

【量の見込み及び確保量】

■ 3～5歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2号認定（3～5歳）①	1,267	1,304	1,311	1,338	1,361
確保量	認可保育園	582	582	582	582	582
	認定こども園	740	833	833	833	833
	合計②	1,322	1,415	1,415	1,415	1,415
過不足②－①		55	111	104	77	54

■ 1～2歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3号認定（1～2歳）①	845	867	938	986	1,036
確保量	保育園（※）	511	511	511	511	511
	認定こども園	228	268	268	268	268
	合計②	739	779	779	779	779
過不足②－①		▲106	▲88	▲159	▲207	▲257

※保育園は、認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育施設、企業主導型保育施設が含まれます。

■ 0歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3号認定（0歳）①	136	134	131	129	127
確保量	保育園（※）	154	154	154	154	154
	認定こども園	75	78	78	78	78
	合計②	229	232	232	232	232
過不足②－①		93	98	101	103	105

※保育園は、認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育施設、企業主導型保育施設が含まれます。

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・本市の保育の受け皿となる定員は、令和7年度以降、2,290人であることから、3号認定（1～2歳）を除く確保量は足りない見通しです。今後、保育施設の施設整備に取り組み、適正な定員確保に努めてまいります。

(2) 保育環境・幼児教育環境の充実

保育施設の施設整備や職員の資質向上等、安全で質の高い教育・保育環境の充実に取り組みます。また、子どもの発達を心配する保護者に対応した幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校の連携強化とともに、地域における発達支援に関する認識を広げるための研修等に取り組みます。

施策項目	①保育園施設の管理等	担当課	こども保育課
施策内容	市立保育所については、施設の適切な管理を行い、民間保育施設については、施設の適切な保育環境の整備を図るために、必要な支援・協力をする事業です。 経年による市立保育園の老朽化が進んでいることから、今後は、大規模改修等の検討を含め、保育環境の整備に取り組みます。 ●計画期間目標：計画期間内の保育施設改修数（7施設）		

施策項目	②保育園業務のICTの活用	担当課	こども保育課
施策内容	ICTを活用し、保育業務や給食栄養管理業務の負担軽減及び効率化を推進する事業です。これらのシステムの活用により、更なる児童の安心・安全及び保育の質の向上をはじめ、食育の内容の充実、情報管理の整備を図ります。 ●計画期間目標：システムの運用園数 ・ICT システム 2施設 ・給食栄養管理 2施設 ・午睡システム 2施設		

施策項目	③保育園職員の資質の向上	担当課	こども保育課
施策内容	子どもを取り巻く家庭や環境の多様化に対応できる保育士の育成・スキルアップに向けた施策です。 今後も、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、各研修会や研究会への参加を促し、自己研鑽に努めるよう指導します。 また、市独自の研修会を開催するとともに、保育士の専門性を高めるため、経験年数や本市の保育の状況に合わせた研修計画を見直します。さらに、研修だけでは得られない現場での経験等を保育の現場で共有することで、保育園における保育の質の向上を目指します。 ●計画期間目標：研修実施回数、参加者数等 ・研修開催数 年2回 ・研修参加者数 141人 ・講座開催数 年17回（離乳食講座4回、子育て講座13回）		

施策項目	④保育園・幼稚園等巡回相談	担当課	こども発達支援課
施策内容	木更津市内の保育園・幼稚園等において、児童一人ひとりがより良い園生活を送れるよう、専門職が園を訪問し、保育士等と対応の工夫について一緒に考えていく事業です。児童の特性にあった関わり方を助言・指導し、早期支援や保育・教育現場での具体的な実践を支援するとともに、地域における発達支援に関する認識を広げていきます。 ●計画期間目標：実施園数（延べ43園）		

施策項目	⑤保育士・幼稚園教諭等研修会	担当課	こども発達支援課
施策内容	地域における発達支援に関する認識を広げるため、木更津市内の保育園・幼稚園・学校等に勤務する職員及び児童通所支援事業所、保健師等関係機関の職員に対する研修や保護者向けの研修会を行う事業です。専門的な支援技術の知識向上を目指します。 ●計画期間目標：研修参加者数（300人）		

施策項目	⑥私立幼稚園の振興費補助事業	担当課	こども保育課
施策内容	市内の認可私立幼稚園に対し、子ども一人ひとりの成長・発達段階に対応したきめ細やかな教育を行うため、運営費の一部を助成する事業です。 今後も、施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。 ●計画期間目標：私立幼稚園の振興補助事業の実施状況 ・対象施設 8園		

施策項目	⑦幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携	担当課	こども保育課・学校教育課
施策内容	子どもの生活と発達は、乳児期から幼児期を経て学童期へと連続しているため、幼稚園・保育園と小学校の連携を図り、子どもの育ちを支える事業です。 今後も、就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園、保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発育・発達に関する援助に取り組みます。 ●計画期間目標：就学相談や情報共有の状況の改善、発展		

基本目標２ 地域子ども・子育て支援事業の推進

（１）ニーズや成長に応じた支援事業の提供

子育て家庭のニーズや子どもの成長に応じた支援を提供できるよう、保育に係る事業の提供体制の確保や環境整備等に取り組みます。また、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた施策もあることから、既存の事業についてはさらに推進していくとともに、子ども誰でも通園制度等をはじめとした新規事業についても検討します。

施策項目	①時間外保育事業（延長保育事業）	担当課	こども保育課
施策内容	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の必要性に対応するため、保育施設において通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です。事業の提供体制を確保するため事業実施者への補助を行うとともに、必要に応じ職員の確保及びその処遇の検討を行います。		

【量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方】

	単位：人/年				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,192	1,293	1,401	1,519	1,647
確保量②	1,192	1,293	1,401	1,519	1,647
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・時間外保育事業については、令和6年度現在、29施設で実施されており、今後のニーズ量に対して現状の提供体制を維持することで、十分に確保できる見通しとなっています。

施策項目	②幼稚園・認定こども園での預かり保育	担当課	こども保育課
施策内容	幼稚園・認定こども園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて時間を延長して教育活動を行う預かり保育を、市内の全幼稚園で実施する事業です。今後は、幼児教育・保育の無償化に伴う適切な対応に取り組むとともに、延長保育へのニーズがある中で、保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。		

施策項目	③一時預かり事業	担当課	こども保育課
施策内容	保護者の就労や疾病その他の理由等による場合や、保護者の入院等による緊急時等に一時的に保育を必要とする子どもを対象に、地域子育て支援センターや保育園等で一時預かりを実施する事業です。 子育て世帯の要望等に対応した施設や設備の充実を目指し、環境整備に取り組みます。		

【量の見込み及び確保量】

単位：人日/年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	幼稚園・認定こども園における一時預かり(預かり保育/1号認定)	38,419	39,653	40,926	42,240	43,597
	一時預かり	8,655	8,813	8,974	9,138	9,305
	合計①	47,074	48,466	49,900	51,378	52,902
確保量	幼稚園・認定こども園における一時預かり(預かり保育/1号認定)	38,419	39,653	40,926	42,240	43,597
	一時預かり	8,655	8,813	8,974	9,138	9,305
	合計②	47,074	48,466	49,900	51,378	52,902
過不足②－①		0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・幼稚園・認定こども園での預かり保育と一時預かり事業は、ともに保護者のニーズが高くなっていることから、市内の全ての園での実施を図るとともに、ニーズにあった確実な確保に取り組みます。
- ・その他の一時預かり事業は、突発的な保育に対応した体制整備の検討に取り組みます。

施策項目	④放課後児童健全育成事業	担当課	こども保育課
施策内容	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営を支援する事業です。 放課後児童クラブの利用については、必要な助言等を行い、本事業を支援します。さらに、施設整備については小学校の余裕教室の活用等について検討を行います。		

【量の見込み及び確保量】

		単位：人/年				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	515	529	570	608	656
	2年生	458	473	486	524	559
	3年生	396	428	443	455	491
	4年生	292	313	344	362	379
	5年生	163	174	186	205	216
	6年生	104	111	118	127	140
	合計①	1,928	2,028	2,147	2,281	2,441
確保量	1年生	515	529	570	608	656
	2年生	458	473	486	524	559
	3年生	396	428	443	455	491
	4年生	292	313	344	362	379
	5年生	163	174	186	205	216
	6年生	104	111	118	127	140
	合計②	1,928	2,028	2,147	2,281	2,441
過不足②－①		0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- 放課後児童健全育成事業については、民間事業者により運営されていることから、引き続き事業者を支援していくとともに、今後のニーズ量に対応した定員の確保に向け、事業者と協議してまいります。学校の空き教室等の活用について関係課と協議してまいります。

施策項目	⑤子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	担当課	子育て支援課
施策内容	保護者が病気や出産、出張などのため、子どもの養育が一時的に困難になった場合に短期間預かる事業です。 児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てができるよう、事業の充実に取り組んでいます。		

施策項目	⑥子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	担当課	子育て支援課
施策内容	保護者が残業や休日の仕事などで帰宅が遅くなり、子どもの養育が困難な場合、夜間等に預かる事業です。 児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、受け入れ施設と連携し、事業の充実に取り組みます。		

【量の見込み及び確保量】

単位：人日/年

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	ショートステイ	27	27	27	27	27
	トワイライトステイ	21	21	21	21	21
	合計①	48	48	48	48	48
確保量	ショートステイ	27	27	27	27	27
	トワイライトステイ	21	21	21	21	21
	合計②	48	48	48	48	48
過不足②－①		0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）については、今後のニーズ量に対して、十分に確保できる見通しとなっていますが、利用可能施設が現在2か所であるため、利用者の利便性や緊急時の対応ができるよう、利用施設の拡大を検討します。

施策項目	⑦病児保育事業	担当課	こども保育課
施策内容	保育を必要とする乳児・幼児等で疾病にかかっているものや、保育中に体調不良となってしまったものについて、保育所や病院等において保育を行う事業です。 病児保育のニーズが高まるなか、病児保育対応施設の整備に補助を行うことにより、病児保育受け入れ体制の確保に向けて取り組んでいきます。		

【量の見込み及び確保量】

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	581	750	735	720	705
確保量②	581	750	735	720	705
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・病児・病後児保育事業について令和6年度現在、体調不良児対応のみの実施であり、病児保育の対応については令和8年度からの実施を想定した数量での計画としています。

施策項目	⑧休日保育事業	担当課	こども保育課
施策内容	保護者の就労や疾病、その他の理由等で、日曜・祭日等の休日に家庭での保育が困難な子どもを対象に、保育を実施する事業です。 今後は、休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。 ●計画期間目標：実施施設数及び利用児童数 ・実施園数 2園 ・利用児童数 平均 58 名/月		

施策項目	⑨乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)【新規】	担当課	こども保育課
施策内容	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる制度です。		

【量の見込み及び確保量】

		単位：人/年				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳6か月～1歳児	-	13	13	13	13
	1歳児	-	34	33	33	33
	2歳児	-	27	29	29	29
	合計①	-	74	75	75	75
確保量	0歳6か月～1歳児	-	13	13	13	13
	1歳児	-	34	33	33	33
	2歳児	-	27	29	29	29
	合計②	-	74	75	75	75
過不足②-①		-	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・令和8年度から乳児等通園支援事業が実施されることから、各事業所（保育所、認定こども園等）と協議を進めてまいります。

施策項目	⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業	担当課	こども保育課
施策内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育園や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等の助成を行う事業です。 また、副食費徴収免除の対象となる子どもがいる世帯について、保護者が幼稚園に支払った、当該子どもに係る副食費の全部又は一部の助成を行う事業です。		

施策項目	⑪新生児・産婦訪問指導事業・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	担当課	子育て支援課・健康推進課
施策内容	生後4か月までの子どものいる全ての家庭に訪問し、子どもの発育面・生活環境面及び産婦の体調管理に関する保健指導を行う事業です。保護者の様々な不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な過程に対しては、適切なサービスに結びつけます。 今後も、周産期メンタルヘルスにおける客観的指標の検討や支援体制の整備に取り組めます。また地区担当保健師等による訪問をすることで、未実施者の減少に取り組めます。さらに、訪問指導員への研修により、保健指導内容等質の向上に取り組めます。 ●計画期間目標：量の見込みに基づく提供目標及び訪問率（98%以上）		

【量の見込み及び確保量】

単位：人/年					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	937	935	932	931	932
確保量②	937	935	932	931	932
過不足②－①	0	0	0	0	0

※量の見込みは訪問実施率100%として推計

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・乳児家庭全戸訪問事業については、令和5年度の訪問実施率は98%程度となっており、今後は子育て家庭の状況を把握しながら訪問実施率100%を目指し、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

施策項目	⑫養育支援訪問	担当課	子育て支援課
施策内容	養育支援が必要な家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導、助言その他必要な支援を行い、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。		

【量の見込み及び確保量】

単位：人/年					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	130	130	130	130	130
確保量②	130	130	130	130	130
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・養育支援訪問については、令和5年度末時点において希望者への居宅訪問は全て対応できている状態です。今後も子育て家庭の状況を把握しながら、特に支援が必要な家庭へ支援を行い、問題の対応、軽減ができる体制を確保します。

施策項目	⑬産前産後・家事育児サポート事業 (子育て世帯訪問支援事業)	担当課	子育て支援課
施策内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が居る家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。 産前産後の子育て家庭の身体的・精神的負担を軽減し、安心して出産・子育てができるように、家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援する事業です。 本市の子育て世代は、転勤などで転入し、親族等の支援者が近くにいない者や、支援者の高齢化により支援が受けづらい状況にある者が多くいます。現在そのような家庭へのサポートが薄い現状があることから、家庭での家事・育児の支援をすることで、保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整えることが目的です。		

【量の見込み及び確保量】

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	5	5	5	5	5
確保量②	5	5	5	5	5
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・要保護児童対策地域協議会などで取り扱っている児童を勘案して、支援が必要と認めた者に対して十分に提供できるよう体制の整備に努めます。

(2) 相談支援の充実

保護者が安心して子育てが行えるよう、子育て家庭の身近な地域で子育て情報の提供や気軽に相談できる体制の充実に取り組みます。また、子育て世代が利用しやすい子育て支援センターの運営をしていくとともに、利用に結びつかない子育て家庭への働きかけをしていきます。

施策項目	①地域子育て拠点事業	担当課	子育て支援課
施策内容	子育てを行う環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の保護者の孤立や悩み等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 今後は、既存事業の充実とともに、子育てに悩みを抱えながらも孤立してしまい、地域の子育て支援事業関係に参加できない保護者の参加促進に取り組みます。		

【量の見込み及び確保量】

単位：人回/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,171	1,131	1,093	1,056	1,021
確保量②	1,171	1,131	1,093	1,056	1,021
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・地域子育て拠点事業については、今後のニーズ量に対して、十分に確保できる見通しとなっています。

施策項目	②利用者支援事業（基本型）	担当課	子育て支援課
施策内容	子どもや保護者に対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談に対する助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 地域の子育て中の親子を対象に、安心して子育てができるよう、保育士や栄養士による子育てや離乳食の講座を開催し、情報交換や相談事業にも取り組みます。		

【量の見込み及び確保量】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保量②	1	1	1	1	1
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・令和6年度現在、「基本型」を1か所整備しています。引き続き、利用者のニーズに対応できる提供体制の確保に取り組みます。

施策項目	③利用者支援事業（こども家庭センター型）	担当課	健康推進課・ 子育て支援課
施策内容	全ての妊産婦、こども、子育て世帯への総合相談として、保健、福祉、教育等に関する相談受付および必要なサービスの紹介を行うと共に、相談内容に応じて必要な機関に繋ぎ関係機関と連携して適切な支援を行います。また、支援を必要とする家庭に対してサポートプランを作成し、母子保健と児童福祉と一体的な支援を行います。 HP等を活用し、市民および関係機関等にこども家庭センターに関する周知を図ります。		

【量の見込み及び確保量】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保量②	1	1	1	1	1
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・利用者支援事業については、令和6年度現在、「こども家庭センター型」を1か所整備しています。母子保健及び児童福祉の両面から一体的な支援ができるよう、支援体制を強化していきます。

施策項目	④ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業含む)	担当課	子育て支援課
施策内容	子育てを手助けしたい人(提供会員)と手助けをしてもらいたい人(依頼会員)、またどちらも望む人(両方会員)が会員となり、これらの会員をファミリー・サポート・センターが仲介し、支援メニューによって会員同士をつなげる、有償の相互援助活動であり、地域の子育て支援体制の強化を図ります。 実働できる提供会員を増やすことで、増加する利用者のニーズに対応できるよう取り組みます。		

【量の見込み及び確保量】

		単位：人日/年				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	881	969	1,066	1,173	1,290
	高学年	158	174	191	210	231
	合計①	1,039	1,143	1,257	1,383	1,521
確保量	低学年	881	969	1,066	1,173	1,290
	高学年	158	174	191	210	231
	合計②	1,039	1,143	1,257	1,383	1,521
過不足②－①		0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・子育て援助活動支援事業については、今後、実働できる提供会員を増やすことで、ニーズ量に対応した利用者の増加に取り組みます。

施策項目	⑤親子関係形成支援事業【新規】	担当課	子育て支援課
施策内容	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。		

【量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方】

- ・類似事業や社会資源等も踏まえ、今後検討を行っていく中でニーズ等を把握の上実施します。

施策項目	⑥児童育成支援拠点事業【新規】	担当課	子育て支援課
施策内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。		

【量の見込み及び提供体制・確保方策の考え方】

- ・既存事業との関係性等も踏まえ、今後検討を行っていく中でニーズ等を把握の上実施します。

施策項目	⑦妊婦健康診査事業	担当課	健康推進課
施策内容	妊婦を対象に 14 回分の健康診査受診票を交付し、妊娠に伴っておきる疾病の早期発見につなげる事業です。医療機関等との連携のもと、受診率の向上に取り組めます。 また、現状の妊婦健診データは、妊婦の健康状態が把握しづらい状態にあり、マイナポータル（政府が運営する子育て等のオンラインサービス）の国の動きとして今後妊婦健診の詳細なデータ入力が求められる可能性があることから、国、県の動向に合わせて、適切な時期に妊婦健診のデータの改善に取り組めます。 ●計画期間目標：各診査結果数値の改善 ・血圧 140/90mmHg 以上の結果が 6.6%以下 ・尿糖 2+以上 9.3 または +2 回以上の結果が 7.6%以下 ・尿蛋白 2+以上の結果が 3.8%以下		

【量の見込み及び確保量】

単位：人回/年					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	11,190	11,091	10,992	10,895	10,798
確保量②	11,190	11,091	10,992	10,895	10,798
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・妊婦健康診査事業については、母子健康手帳発行時に受診の必要性の指導を徹底していることから、高い受診率が見込まれます。産科医療機関の協力もあり、ニーズに対応した提供が確保できる見通しです。

施策項目	⑧妊婦等包括支援事業【新規】	担当課	健康推進課
施策内容	妊娠届出時、妊娠8か月頃のマタニティ講座時、出産後に行う新生児訪問の計3回のアンケートと助産師や保健師による面接を行い、不安や疑問を解決・軽減できるよう相談支援や必要なサービスの提供を行う事業です。妊娠・出産・子育て期にタイムリーに専門職がかかわることで、子育てに対するイメージを持つことができ、乳幼児の健やかな発育発達につなげることができます。 ●計画期間目標：保健指導実施率（100%）		

【量の見込み及び確保量】

単位：回/年					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070
確保量②	2,070	2,070	2,070	2,070	2,070
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・妊婦等包括支援事業については、令和6年度現在、妊娠届出時、マタニティ講座時、新生児訪問で実施されており、今後のニーズ量に対しての現状の提供体制を維持することで、十分に確保できる見通しとなっています。

施策項目	⑨産後ケア事業	担当課	健康推進課
施策内容	産科医療機関などを活用し、家族等の支援が受けられない産婦の体の回復を促し、子どもの世話の方法をサポートする事業です。 医療機関および助産師会と連携し、適切なサポートに取り組みます。 ●計画期間目標：利用者の満足度（好意的回答 100%）		

【量の見込み及び確保量】

単位：人日/年					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	241	241	241	241	241
確保量②	241	241	241	241	241
過不足②－①	0	0	0	0	0

【提供体制・確保方策の考え方】

- ・産後ケアについては、母子健康手帳発行時、新生児訪問や産科医療機関にて周知がなされており、一定数の利用が見込まれます。ただし、本事業は産婦の状況に応じ、利用状況が変わる特性もあるため、協力医療機関及び助産師会の協力を得ながら、利用者ニーズに対応できる提供体制の確保に取り組みます。

基本目標3 心と体の成長を支える活動・教育の推進

(1) 心と体の健全育成の推進

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、地域全体で青少年の健全育成に向けた取り組みを進めます。子どもの様々な悩みを相談できる事業に取り組むとともに、保護者のサポートについても実施します。また、地域での健全育成推進として、放課後子ども教室の運営や青少年相談員の担い手の人材を掘り起こし、地域環境の醸成に取り組めます。

施策項目	①青少年・子育て相談	担当課	まなび支援センター
施策内容	子どもの様々な悩みや不登校等の問題について、保護者・本人・家庭への支援に向け、社会教育指導員による来所相談や電話相談を行う施策です。 今後も、支援を必要とする全ての対象者への周知に取り組めます。		

施策項目	②不登校に悩む保護者のサポート事業	担当課	まなび支援センター
施策内容	不登校児童生徒の親を対象とする「親の会」の周知を図るとともに、年間3回の「親の会」への参加を機に教育相談教室や適応指導教室につながるよう保護者のサポートに取り組めます。 ●計画期間目標：「親の会」の実施回数（年3回）		

施策項目	③少年自然の家キャンプ場の利用促進事業	担当課	生涯学習課
施策内容	青少年の健全な育成及び市民相互の交流を図るために設置された少年自然の家キャンプ場の利用促進を行う事業です。 少年自然の家キャンプ場が、自然体験活動の拠点として一層活用されるよう、ボランティアの協力を得ながら、青少年や親子向けのイベントを実施し利用促進に取り組めます。 ●計画期間目標：利用促進事業の入場者数（350人）		

施策項目	④放課後子供教室推進事業費等	担当課	生涯学習課
施策内容	家庭、地域、学校、行政が連携して、「放課後子供教室推進事業」や「生き生き子ども地域活動促進事業」等を実施する事業です。 現在、実施している放課後子ども教室6教室を継続させるとともに、不足しているスタッフの掘り起こしに取り組みます。また、令和元年度から実施している放課後子ども教室と放課後児童クラブと学校が連絡を密にする一体型運営については、令和6年度以降も継続実施を図ります。 更に「生き生き子ども地域活動促進事業」では、子ども達の体験活動機会を意図的、計画的に創り出す営みを通じ、コミュニケーションの形成を図るとともに、子ども達が主体的に体験活動機会を創り出すことができる地域環境の醸成を図り青少年事業に資することを目的として実施します。 ●計画期間目標：各事業の継続維持 ・放課後子ども教室 6教室（うち一体型2教室） ・生き生き子ども地域活動促進事業 12 地区実施		

施策項目	⑤地域の青少年健全育成活動の支援	担当課	生涯学習課
施策内容	地域での青少年の健全育成を推進するため、青少年相談員の活動を充実させるとともに、関係団体等への支援や連携の強化を図り、青少年育成活動に担い手の育成に取り組みます。 ●計画期間目標：木更津市青少年相談員連絡協議会主催事業参加者数（3,100 人）		

施策項目	⑥青少年非行防止に係る啓発・活動推進事業	担当課	まなび支援センター
施策内容	青少年の非行防止と健全育成を図るため、各種啓発、活動する事業です。啓発事業としては青少年育成だより（News Letter）や青少年指導活動報告「青少年に愛の一声を」を発行するとともに、関係機関や各種団体と連携し、地域ぐるみの非行防止に取り組みます。 活動事業としては、青少年補導員による地区街頭指導、列車の乗車マナー指導、喫煙・飲酒防止キャンペーン等の「青少年への愛の一声運動」を行うとともに、ネットパトロール等も併せて行います。 ●計画期間目標：各活動の実施状況 ・青少年への愛の一声運動 →各中学校区での街頭補導活動（月1回） →青色灯パトロールカーによるパトロール実施 ・青少年非行防止啓発活動事業 →青少年健全育成だより、青少年指導関係活動報告書の発行 ・有害環境浄化活動 →有害環境浄化活動、ネットパトロールの実施		

施策項目	⑦青少年育成事業の実施	担当課	公民館
施策内容	青少年の豊かな人間性を育み、自立と社会参加を促すため、生き生き体験キャンプ事業や野外体験促進事業、成人式事業、サタデースクール事業等、青少年育成に関する各種事業を実施します。 今後は、学校や地域の各種関係機関と連携・協働を進め、地域の実情に合った効果的な事業を展開していくとともに、地域の人材の発掘・育成に取り組みます。 ●計画期間目標：事業実施回数（年 250 回）		

（２）教育環境の充実

何らかの理由で学校に通えなくなった児童・生徒を受け入れる「あさひ学級」への入級希望者の増加に対応できるよう、相談員の確保など受け入れ体制の整備に引き続き取り組みます。また、子どもが安全で豊かな消費生活を送れるよう、消費者教育を進めます。

施策項目	①教育相談教室	担当課	まなび支援センター
施策内容	児童・生徒の不登校や学習・対人関係等による学校への適応課題を解決するために、小中学校の児童・生徒・保護者及び教職員を対象に、まなび支援センターにおいて精神科医・臨床心理士等専門家による教育相談を行う教室です。 教育相談希望者が増加していることから、今後は、教育相談の受付・相談対応の体制整備に取り組みます。 ●計画期間目標：相談教室の実施回数（年 56 回、168 枠）		

施策項目	②学校適応指導教室（あさひ学級）	担当課	まなび支援センター
施策内容	不登校児童・生徒の原籍校復帰、社会復帰を促進するため、教育支援教室「あさひ学級」及び「オンラインあさひ学級」において、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを支援する事業です。 入級希望者が増加していることから、今後は、入級希望者の受け入れ対応についての体制整備に取り組みます。		

施策項目	③消費者教育の推進	担当課	地域共生推進課
施策内容	子ども及びその保護者を対象に、自立した消費者の育成を行うため消費生活出前講座を行う事業です。 デジタル化の急速な進展に伴い消費者問題の内容が多様化・複雑化している傾向にあるため、トラブルに巻き込まれないように子どもの段階から消費者問題への関心を高める必要があります。 ●計画期間目標：消費生活出前講座の開催回数（年 12 回）		

基本目標4 親と子の健康の確保及び増進

(1) 母子の健康づくりの推進

妊娠婦や子どもをもつ保護者が健康で安心して生活できるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の中で、母子保健の充実に取り組みます。

施策項目	①母子健康手帳の交付事業	担当課	健康推進課
施策内容	妊娠届出書を受理し、母子健康手帳を交付し、今後の妊娠経過や出産に向けた見通しが持てるよう保健指導する事業です。 身体面におけるハイリスク妊婦への保健指導を充実させ、低出生体重児の出生予防をはかるとともに、その他の要因により支援が必要な妊婦に対し、安心安全な出産へと導けるよう支援します。 今後は、リスクを抱える妊婦等に対し、支援サービスの紹介を充実させるとともに、栄養士と連携し、妊娠中の栄養指導等の保健指導の質の向上に取り組みます。 ●計画期間目標：母子健康手帳交付時の保健指導実施率（100%）		

施策項目	②妊産婦歯科健康診査	担当課	健康推進課
施策内容	妊娠中は妊娠関連の歯肉炎になりやすく、それを放置すると歯周病が重症化して早産や低体重児出産のリスクが高まる危険性があります。また、産後は子育ての多忙さから口腔管理がおろそかになりがちであり、母親からの口腔内細菌の感染が子どものむし歯の原因となる可能性もあることから、妊娠中や産後の口腔衛生を保つことができるよう歯科健診費用を助成し、受診しやすい体制をつくります。 ●計画期間目標：各健診受診率 ・妊婦歯科健診 40.5% ・産婦歯科健診 28.9%		

施策項目	③マタニティ講座	担当課	健康推進課
施策内容	妊婦を対象に、妊娠中の食生活や産後の生活、子育て支援情報の提供を行う事業です。妊娠中の食生活、母乳育児など、出産に向けた準備に加え、初妊婦へはもく浴指導、経産婦・乳児との交流、経産婦へは赤ちゃん返りやきょうだいへの関わり方等、対象者の状況に即した内容を実施します。また、個々の不安な悩みに対応し、安心して出産・育児ができるよう支援します。 ●計画期間目標：講座受講率、受講者の満足度 ・受講率 20% ・満足度 100%		

施策項目	④新生児聴覚検査	担当課	健康推進課
施策内容	聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚スクリーニング検査費用の一部助成を行う事業です。母子健康手帳交付時に新生児期の聴覚検査の受診勧奨と、再検査が必要になった場合に、再検査実施の徹底について周知をします。 ●計画期間目標：検査率及び再検査率（それぞれ 100%）		

施策項目	⑤予防接種	担当課	健康推進課
施策内容	予防接種法に基づき、疾病の発生やまん延を予防するため、乳幼児及び児童・生徒を対象として、協力医療機関において予防接種を実施する事業です。 今後も引き続き、接種率の向上に取り組みます。またロタウイルスワクチンの定期接種が令和2年 10 月から始まり、今後はおたふく風邪等のワクチン接種の定期化も見込まれるため、安心・安全に接種ができるよう、接種間隔や接種方法等の周知に取り組みます。さらに、インフルエンザ等の感染症のまん延防止に向け、うがい手洗いや生活リズムを整える等の免疫力を高めるための保健指導を行います。 ●計画期間目標：各予防接種の接種率 ・Hib 感染症 102.0% ・小児の肺炎球菌 102.0% ・B 型肝炎 99.5% ・ロタウイルス 98.0% ・4 種混合 104.0% ・BCG 101.0% ・水痘 91.0% ・麻しん風しん混合（1 期）99.0%、（2 期）96.0% ・日本脳炎（1 期）96.0%、（2 期）53.0% ・二種混合 90.0% ・子宮頸がんワクチン 70.0%		

施策項目	⑥産婦健康診査事業【新規】	担当課	健康推進課
施策内容	産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより産後の初期段階における母子への支援を強化する事業です。医療機関等との連携のもと、妊娠期から子育てに渡る切れ目のない支援体制を整備します。 ●計画期間目標：受診率（100%）		

施策項目	⑦赤ちゃん広場（産後サポート事業）	担当課	健康推進課
施策内容	乳児健康診査（生後1か月～生後3か月）までの児と母が参加できる事業です。助産師・保健師が従事しているため、身体測定や育児相談・母乳相談を実施しています。また、母同士での交流が図れるよう展開していることで、育児不安感の軽減や交流を図る機会が広げられるよう意識して取り組んでいます。 ●計画期間目標：赤ちゃん広場最終アンケートの回答率 ・「不安や悩みが解消した」の回答率（99%以上） ・「交流して安心した」の回答率（94.5%以上）		

施策項目	⑧乳児健康診査事業	担当課	健康推進課
施策内容	生後4か月児、5～8か月児、9～11 か月児に対し、心身ともに健やかな児を育むため、健康診査を行う事業です。医師による診察により、疾病の異常の早期発見を目指します。また、集団で行う生後4か月児の健康診査では、保健指導で育児相談を行うとともに、栄養士による栄養相談を行いながら、子育て支援の必要性を判定し、状況に応じた育児支援につなげていきます。特に5～8か月児、9～11 か月児においては2回分の健康診査受診票を発行しているものの、受診率が低いことから、全体的な健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。 ●計画期間目標：受診率、受診票利用率 ・4か月児健診（受診率 97.9%） ・5～8か月児、9～11 か月児健診（受診票利用率 70%）		

施策項目	⑨幼児期における健康診査事業	担当課	健康推進課
施策内容	幼児初期～幼児期において、発育及び発達の重要な時期である1歳6か月児及び3歳6か月児を対象に、健康診査等を行う事業です。特に1歳6か月児健診においては内科・歯科診察及び保健師・栄養士・歯科指導を実施します。 あわせて、健診を受診した全ての保護者について、年齢に応じた成長・発達を促す関わり方を普及啓発していきます。健康診査の受診率向上に向け、受診勧奨を行います。 また、肥満児への継続支援やむし歯発生リスクの高い児に対する保健指導の強化に取り組みます。 ●計画期間目標：受診率 ・1歳6か月児健診 98.0%以上 ・3歳6か月児健診 98.0%以上		

施策項目	⑩2歳児歯科健康診査事業	担当課	健康推進課
施策内容	法令で定められている1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査までの期間でむし歯を保有する幼児が増加していることから、この中間時期の2歳6か月児を対象に、乳歯の積極的なむし歯予防を図るため歯科健康診査（フッ化物歯面塗布を含む）を実施し、その健診費用を助成することで受診しやすい体制をつくります。 ●計画期間目標：受診率（58.0%以上）		

施策項目	⑪巡回口腔衛生指導事業	担当課	健康推進課
施策内容	保育園児、幼稚園児、小学生、中学生を対象に、歯の大切さの理解を促し、生涯を通じた歯の健康の基盤づくりのため、巡回口腔衛生指導を行う事業です。 ●計画期間目標：市内全施設での実施		

施策項目	⑫フッ化物洗口事業	担当課	健康推進課
施策内容	永久歯の積極的なむし歯予防対策として、小中学生を対象に、週に1回、永久歯のエナメル質強化を促す方法であるフッ化物洗口を実施します。 ●計画期間目標：実施校数（小学校18校、中学校8校）		

施策項目	⑬出産子育て応援給付金事業【新規】	担当課	健康推進課
施策内容	安心して出産・子育てができる環境整備として、妊婦・養育者の経済的負担軽減を図るため、妊婦及び出生した児の養育者に対し面談による相談を実施するとともに、出産・子育て応援給付金各5万円を給付する事業です。 ●計画期間目標：希望者への全員給付		

施策項目	⑭小児生活習慣病予防健診事業	担当課	学校教育課
施策内容	将来生活習慣病になる因子を持った児童・生徒を早期に発見し、医師の治療や食事・運動・正しい生活習慣等の生活指導等を行う事業です。 今後も健康推進課と連携し、児童生徒及び保護者への啓発と適切な指導に取り組めます。 ●計画期間目標：受診率（小学校 90.0%、中学校 90.0%）		

(2) 育児力向上のための支援

保護者の育児力の向上のために、子どもの発育や食事等に関する健康相談を行うとともに、子育てに関する学習機会や情報提供の充実に取り組みます。

施策項目	①乳幼児教室	担当課	健康推進課
施策内容	4か月児、7～8か月児、9～10か月児、11か月～1歳1か月児のそれぞれの児と保護者を対象に、子どもの成長・発達に合わせた生活や遊び、食事のポイントを伝える親子教室を行う事業です。特に、9～10か月児においては「カミカミごっくん教室」としたうえで、3回食へのステップアップや形態の変化など、保護者が離乳食に対し悩みを抱えやすい時期でもあるため、そうした不安解消に取り組みます。 今後も、保護者が自信を持って児の発達や特性に応じた関わりができ、安心して子育てができるよう事業を展開していきます。 ●計画期間目標：各アンケート及び参加率 ・離乳食講習（4か月児）（希望者の受講率 100%） ・7～8か月児教室（育児に自信をもって取り組めると回答した率 97.0%以上） ・カミカミごっくん教室（教室参加理由の目的達成率 90.0%以上） ・1歳児教室（参加率 75.0%以上、 「理解できた」のアンケート回答率 95.0%以上）		

施策項目	②妊娠・子育てアプリ（きさ♡ちルアプリ）	担当課	健康推進課
施策内容	子育て世代への切れ目ない支援を実現するために、市の専門職から妊娠週数や月齢・年齢に応じて育児に必要な知識を配信することで、育児力の向上を図ります。 また、母子の健康記録や予防接種のスケジュール管理、地域の子育て情報を一元化し、簡単に情報が閲覧できることで、子育て世帯への負担軽減と利便性の向上を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進する事業です。 ●計画期間目標：アプリ新規登録者数及びアンケート回答率 ・新規登録者数 8,100人 ・市からのお知らせが参考になったと回答した割合 70.0%以上		

施策項目	③子育て講座	担当課	こども保育課
施策内容	地域の子育て中の親子を対象に公立保育園の保育士による子育ての講座です。子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場になるよう取り組みます。 ●計画期間目標：講座開催数及び参加組数（年2回、40組）		

施策項目	④家庭教育事業の実施	担当課	公民館・生涯学習課
施策内容	子どもを持つ保護者を対象に、子育てについての知識を深め、親同士の交流を図ることを目的に、乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じて家庭教育学級や子育て講座を各公民館で実施する事業です。また、家庭教育学級の現状把握を行いながら、家庭教育学級の充実に向けた研修会を実施します。 地区によって対象人数が大きく異なることから、今後は、各地区の状況にあわせた家庭教育学級や子育て講座の開催に取り組みます。また、各学級の実態に対応した研修内容の検討等、学級生及び職員の学級運営のスキルアップに取り組み、家庭教育支援講演会を実施します。 ●計画期間目標：講座開催数（350回）		

(3) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や食習慣の定着に向け、食に関する学習機会や情報提供の充実に取り組めます。

施策項目	①食教育の充実を図る事業	担当課	健康推進課・ こども保育課・ 学校教育課・ 学校給食課・ 学校給食センター・ 公民館
施策内容	主食・主菜・副菜を基本とした、バランスの良い食事、欠食のない食生活等、小さいころからの健康的な食生活の重要性を子育て世代に伝えていく事業です。 小中学校において、食に関する指導計画等の学校給食の関わりに基づき、計画的に給食だよりや電子黒板等を活用し、情報発信を行っていきます。 関係機関と連携し、地元で生産される食材やその生産者について、給食だより等に掲載できる情報を調理施設栄養士に提供することで、児童生徒および保護者の地産地消における知識と理解を深め、食への興味関心を持たせます。 また、学校給食センター配食校において給食だより等による情報発信に取り組めます。給食献立を活用し、食材や産地等電子黒板（大型モニター）で活用できる資料を作成し、情報提供します。 ●計画期間目標： ・1歳6か月児及び3歳児健康診査における指導実施率 各 99.0%以上 ・調理施設栄養士への情報提供回数 年3回以上 ・給食だよりの発行 年22回 ・食育指導教材の提供 年55回 ・食育実施状況 年21回、10校		

施策項目	②保育施設での菜園づくり・給食展示事業	担当課	こども保育課
施策内容	子どもが食べ物を育てる喜びや食べる喜びを体験できるよう、保育園での菜園づくりを推進し、菜園で取れた食材は、食育の教材として活用する事業です。 今後も、保育施設での菜園づくりと食材の教材活用の推進に向けた活動に取り組めます。 子どもや保護者が食への理解を深め、バランスのよい食生活を築いていくことができるよう、保育園給食の展示や給食だよりの配布、試食会等の普及啓発を行う事業です。 今後も、保育園給食を食育の入口ととらえる普及啓発に取り組めます。 ●計画期間目標： ・菜園づくりの実施園数 17園 ・給食展示実施園数 17園 ・給食だよりの配布・配信園数 17園 ・試食会の実施園数 17園		

基本目標5 子育てを支える環境の充実

(1) 子育て家庭へのサポートの充実

子育て家庭が安心して暮らせるよう、身近な地域での相談支援や交流の場づくり等の充実に取り組みます。子育て世帯への総合的な相談場所として、こども家庭センターにおいて広く窓口となるとともに、関係機関との連携を強化します。また、保護者に向けた養育相談等も実施し、子育て家庭への支援を行います。

施策項目	①保育施設における子育て相談体制の強化	担当課	こども保育課
施策内容	子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図るため、市立・民間保育施設で、未就園児の保護者を含めて保育士による子育て相談を行う施策です。 今後は、相談できない人や窓口を知らないという人を考慮した相談窓口の周知を図っていくとともに、増加する相談に対応できるよう体制の整備に取り組みます。		

施策項目	②子どもの学習支援事業	担当課	福祉相談課・ 子育て支援課
施策内容	子育て家庭の生活の安定に向け、中学生等の進学を支援するとともに、保護者への養育相談、就労や福祉制度等に関する相談、助言をする事業です。 ●計画期間目標：制度申込者数（100人）		

(2) 子育て情報の提供

子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供の充実と情報発信の一元化に取り組みます。市ホームページだけでなく、SNS、妊娠・子育てアプリ等複数の媒体を利用するとともに、近年では外国につながる家庭・幼児も増えていることから、各種翻訳アプリ等も活用し、若年層から子育て家庭まで幅広い世代に情報を提供することを目指します。

施策項目	①子育て情報提供・発信の一元化	担当課	子育て支援課
施策内容	子育てサービスの内容や各種制度についての情報を、市ホームページ内「子育て応援サイト」により情報発信する事業です。 定期的な情報発信、情報の整理及び周知に取り組み、必要な情報を得られるよう内容の充実を図るとともに、幅広い家庭への発信のため、多言語対応等に取り組みます。 ●計画期間目標：子育て応援サイト閲覧数（年 27,000 件）		

施策項目	②園庭開放	担当課	こども保育課
施策内容	市内全ての保育施設で園庭や遊具を定期的に開放し、保育施設に通っていない子ども達とその保護者の参加により、親子での遊びや保護者同士の交流、仲間づくりを促進する事業です。 園庭開放を知らない保護者がいることから、今後は、園庭開放の周知徹底に取り組みます。また、利用者が増加していることから、誰もが利用しやすい工夫の検討に取り組みます。 ●計画期間目標：利用人数（120 人）		

施策項目	③学習情報の提供	担当課	生涯学習課・公民館
施策内容	子どもの体験活動等の青少年事業や子育て支援に関する学習情報を、市のホームページ等を通じて広く保護者や子ども達に提供します。 若年層の情報ツールの主流はスマホ・インターネットであることから、今後は、市公式アプリの活用やホームページの随時更新とともに、各教室の周知強化に取り組みます。		

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

保護者の出産や子育てに係る費用負担の軽減に向けた取り組みを進めます。児童手当等、国や県が指定する手当や助成についても着実に実施していくとともに、市として独自・一部上乗せの助成事業もあることから、制度の周知徹底に取り組みます。

施策項目	①子ども医療費助成事業	担当課	子育て支援課
施策内容	高校3年生までの子どもが病院等で診療や調剤を受ける際、保険診療の範囲内で医療費を助成する事業です。 制度及び届出義務の必要性について、周知徹底に取り組みます。		

施策項目	②未熟児養育医療費給付事業	担当課	子育て支援課
施策内容	身体の発育が未熟のまま出生し、指定医療機関の医師により、入院治療が必要とされる1歳未満の乳児を対象に、医療費の一部を助成する事業です。 未熟児の出生の場合、母子ともにその後のケアが大切となることから、今後は、健康推進課等の関連機関や他の制度との連携強化に取り組みます。		

施策項目	③出産育児一時金支給事業	担当課	保険年金課
施策内容	国民健康保険に加入している被保険者が出産した時に、出産育児一時金を支給する事業です。ただし、他の健康保険から給付を受ける場合や、出産する本人が勤務先の健康保険に加入している場合は、該当の保健組合より支給されるため除外します。 今後も、市のホームページ等を通じ、制度の周知に取り組みます。		

施策項目	④要保護・準要保護就学援助事業	担当課	学校教育課
施策内容	経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を援助する事業です。		

施策項目	⑤特別支援教育就学奨励事業	担当課	学校教育課
施策内容	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の負担を軽減するため、保護者の所得等の程度に応じて、学用品費等を援助する事業です。		

(4) 子育てしやすい安心・安全な環境の充実

子どもや子育て家庭が安心して暮らせるよう、公園や生活道路の環境整備とともに、居住環境の整備に取り組みます。

子どもが大きな交通事故や犯罪に巻き込まれることがないように、交通安全教室の充実とともに、防犯体制や防犯教育の充実に取り組みます。

施策項目	①優良な住宅、宅地の供給	担当課	市街地整備課
施策内容	安心・安全な生活環境を形成するため、良好な住宅地の供給を推進する施策です。 今後は、市街地整備を円滑に進めるため、負担金を支出し、良好な住宅地の整備を進めます。 ●計画期間目標：金田西地区使用収益開始面積（56.2ha）		

施策項目	②公園等の充実	担当課	市街地整備課
施策内容	安全で快適な都市生活を確保すべく、健康保全や大人と子ども達が楽しめるスポーツ・レクリエーション機能を持つ市民の憩いの場となる公園等の維持管理と整備の充実を図る施策です。 地域によって1人当たりの公園面積に格差があることから、今後は、地域の実状や要望を鑑みた公園の充実に取り組みます。また、多くの遊具の更新が必要となっていることから、今後は、公園施設長寿命化計画に基づき、国の交付金を活用しながら老朽化した公園施設の更新に取り組みます。 ●計画期間目標：市内公園の整備、増加面積（2.91ha）		

施策項目	③あんしん歩行エリア交通安全対策事業	担当課	土木課
施策内容	歩道が無い道路の路肩部に、カラー舗装を施工します。また、通学路の交通安全対策に必要な交通安全施設を施工します。 ●計画期間目標：舗装施工距離（1,500m）		

施策項目	④市道 122 号線歩道改良事業	担当課	土木課
施策内容	歩道内に整備された排水路を有蓋側溝に拡幅改修し、歩行者の安全を確保します。 ●計画期間目標：拡幅改修距離（150m）		

施策項目	⑤交通安全意識の高揚	担当課	地域共生推進課
施策内容	交通事故防止及び交通安全の徹底を図るため、保育施設、幼稚園、学校、地域等で交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚を図る事業です。 交通公園改修のため、令和8年度から数年間使用ができなくなるため、今後は、各教育機関への周知・啓蒙や交通安全協会等との連携を強化し、交通公園使用停止期間についても高い水準で子ども達の交通安全教育ができるよう取り組みます。 ●計画期間目標：交通安全教室の実施回数（年 70 回）		

施策項目	⑥防犯関係団体との連携	担当課	地域共生推進課
施策内容	警察や関係機関と連携を取りながら、地域の防犯体制の強化を図るとともに、広報等による防犯対策等への啓発を推進する事業です。また、地域住民との協働によるパトロールや危険箇所の見直しを行います。 今後は、地域住民や各自主防犯団体に向けた啓発・講習等を継続して行うとともに、防犯活動やパトロールの回数に地域差があることから、市内の全ての地域において高い防犯意識が保たれるよう支援します。 ●計画期間目標：各活動の実施状況 ・防犯パトロールの物資支給状況 30 以上の自主防犯団体へ支給 ・防犯講習会の実施回数 年 1 回		

(5) 子育て家庭の仕事と生活の調和の促進

男女がともに子育てをしながら、社会の構成員として様々な働き方が選択でき、ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、労働環境の充実に向けた普及活動の強化とともに、就労に関する支援等の充実に取り組みます。

施策項目	①労働環境の充実に関する啓発事業	担当課	産業振興課
施策内容	働きやすい環境づくりを進めるために、国や県の労働関係法令、その他取組等の情報の普及・啓発に努める事業です。 子育てニーズ調査の育児休業の取得率等をみると、母親では6割弱、父親では3割弱となっており、子育て世帯にとって働きやすい職場環境が十分に整備されているとは言い難いことから、今後は、事業者側への周知活動の強化について検討します。また、関係機関から労働に関する各種制度の案内や情報提供があった際には、市の広報紙やホームページへの掲載、パンフレット等の窓口配架を行います。		

施策項目	②雇用の安定と拡大	担当課	産業振興課
施策内容	子育て中の保護者への就業機会や雇用の場の確保に向けて、ハローワーク等の関係機関との連携を図り、就労支援を推進する事業です。今後は、関係機関より得た情報から、就労に関する正確なニーズを把握し、各種共催セミナーにおける内容の充実に取り組みます。他にも、市主催で木更津市合同就職説明面接会を開催し、就業の契機となる場を設けます。 ●計画期間目標：就労支援セミナーの開催回数（年4回）		

(6) 地域の子育て力の強化

子どもを生み育てることを、地域社会として尊重し、支援していく環境づくりに向け、保健・福祉サービスの一層の連携強化をはじめ、子育てボランティアに求められるニーズに対応した講座の見直しや、より多くの園児や児童の世代間交流機会の創出等に取り組みます。

施策項目	①保育園地域活動事業	担当課	こども保育課
施策内容	保育施設を地域に開かれた社会資源として広く地域に開放することを目的に、地域の状況等に応じて、保育園等で祖父母を招いた交流会や介護施設への訪問等を行い、世代間の交流を推進する事業です。 今後も、地域との交流を充実していくとともに、世代間交流を実施する園がより増えるよう勧奨方法の検討に取り組みます。		

施策項目	②子ども交流事業への支援事業	担当課	子育て支援課
施策内容	子ども達と地域とのふれあいを深めるとともに、子育て中の保護者を応援するために、地域が一体となり、市民の力で計画・実施する「木更津こどもまつり」への支援を行う事業です。 本事業では、駐車場不足等の交通面が課題となっていることから、今後は、木更津駅周辺が開催場所であるため、公共交通機関の利用を周知していくとともに、公共交通機関の利用もイベントの一つとして企画をしていくこと検討します。 ●計画期間目標：こどもまつり来場者数（10,000人）		

施策項目	③青少年ボランティアの活用	担当課	生涯学習課
施策内容	青少年の地域における様々な活動を支援するため、制度ボランティアである「きさらづユースボランティア」を活用します。 公民館をはじめとする、各種団体が主催する青少年対象事業への派遣を通じて、異学年交流を促進し、より良い体験活動の場を提供します。 ●計画期間目標：きさらづユースボランティア派遣人数（延べ60人）		

施策項目	④保育ボランティアの養成	担当課	生涯学習課
施策内容	保育に必要な知識や技術の習得を図るとともに、子ども達に仲間遊びの楽しさを教え、幼児を持つ親が安心して任せることができる保育ボランティアの養成に向け、保育グループ「こあらの会」と連携し、保育ボランティア養成講座を開催します。 今後も、保育ボランティアに求められるニーズを把握し、講座内容への反映に取り組みます。 ●計画期間目標：講座参加者数（20人）		

基本目標6 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

(1) 要保護児童対策の推進

児童虐待の防止に向け、関係機関と連携し、児童虐待防止に関する理解・啓発活動を充実させるとともに、保護等を必要とする子どもや家庭の早期発見、迅速・的確な対応に引き続き取り組みます。

施策項目	①児童虐待対策事業	担当課	子育て支援課
施策内容	児童虐待防止に関する普及啓発および相談窓口の周知を行います。また、木更津市児童虐待対応マニュアルおよび千葉県児童虐待防止マニュアルに基づき、地域や関係機関と連携し、児童虐待の未然防止と早期発見、迅速な対応、再発防止に向けて取り組みます。さらに、職員や家庭相談員等の相談援助技術の向上に向け、経験年数等に応じた研修や実践可能な体験型研修への積極的な参加促進に取り組みます。		

施策項目	②児童虐待防止ネットワークの充実・強化	担当課	子育て支援課
施策内容	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関等で情報を共有し適切な連携の下、対応していく事業です。 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を実施するほか、保育施設や小中学校、主任児童委員の主催する会議に積極的に参加し、児童虐待防止における連携の必要性や、具体的な対応方法についての理解促進に取り組み、適切な対応が図れるよう体制を整えます。 また、背景に複合的な課題等がある家庭については、個別ケース検討会議を開催し、情報と課題の共有や役割分担を明確にし、関係機関と連携を強化し取り組みます。 ●計画期間目標：会議開催数（代表者会議年1回、実務者会議年12回）		

施策項目	③DV対策事業	担当課	子育て支援課
施策内容	配偶者等からの暴力を受けている女性等を警察や千葉県女性サポートセンター、君津健康福祉センター等の関係機関と連携し、保護・支援活動を行う事業です。 複雑化・多様化する相談に対応するため、研修参加や業務の中で、相談担当者の更なる相談者知識・相談対応力向上に取り組みます。また、DV対策に関する普及啓発を行います。 ●計画期間目標：研修会参加回数（年20回以上）		

(2) 発達を支援する環境の充実

子どもの発達等に悩みを抱えた子育て家庭に対し、関係機関と連携を図り、適切な相談・支援が受けられる環境の充実に取り組みます。

施策項目	①親子教室	担当課	こども発達支援課
施策内容	乳幼児期において、成長発達に心配のある子どもの健やかな成長を支えるため、集団での遊びの場を提供し、子育てに関する家族の相談に応じることで、子どもの発達を支援するための事業です。親子で遊ぶことを通して、子どもへの接し方を学ぶとともによりよい親子関係をつくり、安心して子育てができるよう支援します。 ●計画期間目標：利用者アンケート満足度（90%）		

施策項目	②発達に関する個別相談・指導	担当課	こども発達支援課
施策内容	子どもの発達についての相談を発達相談員が応じ、家庭等における配慮事項や具体的な子育て方法について助言を行う事業です。電話や面接による相談形態の他に交通事情等で来所が困難な方が面接での相談を希望した際には出張型の支援を実施します。 今後は、専門職の安定した配置とともに所属先や関係機関と連携した支援を保護者が必要な支援と理解していく「気づきの支援」を行います。		

施策項目	③療育支援事業	担当課	こども発達支援課
施策内容	発達に特性がある児童に対して、身近な地域での療育指導や療育相談を実施することにより、課題の軽減及び家族への支援を図る事業です。		

施策項目	④幼児言語教室運営事業	担当課	こども発達支援課
施策内容	ことばの発達に課題のある就学前の子どもに対し、指導員による相談や指導等を実施する事業です。 ●計画期間目標：利用者アンケート満足度（90%）		

施策項目	⑤児童発達支援センター施設整備	担当課	こども発達支援課
施策内容	君津軍師広域市町村圏事務組合が運営する児童発達支援センター「きみつ愛児園」は、施設の老朽化が激しく、安定的な運営の継続が困難になりつつある状況のなかで、当該事業を継承及び拡充し運営する民間事業者を令和6年度に決定しました。 新たな児童発達支援センターの令和8年度の運営にあたり、連携方策の検討や施設整備を進めていきます。		

(3) 障がい児をもつ家庭への支援

障がいのある子どもとその家庭に対し、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携を図り、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行っていきます。障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、国や県が指定する手当や助成については着実に実施していくとともに、市として独自・一部上乗せの助成事業もあることから、それらの周知・助成に引き続き取り組みます。また、相談支援については増加している相談件数に対応できる体制づくりとともに相談技術の質の向上にも取り組みます。

施策項目	①障害児保育事業	担当課	こども保育課
施策内容	市内の全ての保育園等において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある集団保育が可能な障がいのある児童の保育を行う事業です。 障害認定までに至らない乳幼児の入園が増加していることから、今後も、関係機関等と連携し、一人ひとりに応じた保育が進められよう適切な体制づくりに取り組みます。 ●計画期間目標：保育実施園数（21 園）		

施策項目	②障がい児福祉サービス	担当課	障がい福祉課
施策内容	在宅での介護や、日常生活・集団生活への適応指導等を必要とする障がい児に対して、ホームヘルプサービスや短期入所等の支援を行う事業です。		

施策項目	③児童通所支援事業	担当課	こども発達支援課
施策内容	児童福祉法の規定に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を利用する保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、障がい児通所支援サービスを利用する児童に対して、市が指定する指定障害児相談支援事業者の相談支援専門員により、サービス利用についてケアマネジメントを行い、児童に適した療育が受けられるよう支援します。		

施策項目	④心身障害児童福祉手当	担当課	障がい福祉課
施策内容	20 歳未満の障がい児を看護している方に対し、当該障がい児の生活の安定と福祉の増進を図るために手当を給付する制度です。ただし、障害児福祉手当を受給している児童は除きます。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。		

施策項目	⑤日常生活用具の給付・貸与事業	担当課	障がい福祉課
施策内容	在宅の身体障害者手帳を所持する児童に対し、障がいの程度に応じて、特殊マット・訓練用ベット・便器・入浴補助用具・住宅改修等の給付や貸与を行う制度です。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。		

施策項目	⑥紙おむつの給付事業	担当課	障がい福祉課
施策内容	在宅の重度障がいがあり、寝たきりや常時失禁状態にある3歳以上の児童に対し、紙おむつを給付する制度です。 対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、今後も、希望者が制度を利用できるよう、手帳取得時に事業の案内を行います。		

施策項目	⑦木更津市福祉タクシー事業	担当課	障がい福祉課
施策内容	重度心身障害者（児）がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、障害者（児）の社会参加を促進します。対象者に対し漏れなく案内をする必要があることから、手帳取得時に事業の案内を行います。		

(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定に向け、ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実に取り組むとともに、医療費等の経済的な支援を行います。児童扶養手当等、国や県が指定する手当や助成については着実に実施していくとともに、市として独自・一部上乗せの助成事業もあることから、それらの周知・助成に取り組めます。また、孤立しやすいとされるひとり親家庭に対し、より複雑化・多様化した相談内容に対応できる相談担当者等の資質向上に取り組めます。

施策項目	①ひとり親家庭に対する自立支援の充実	担当課	子育て支援課
施策内容	ひとり親家庭等の自立支援に向け、各種相談やサービス利用、問題解決に向けた支援を行う事業です。また、安定した職と収入の確保によるひとり親家庭の自立を目指し、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を行います。さらに、ひとり親家庭に対する、自立支援のため、ハローワーク等と連携し、技術修得や資格取得後、就労に結びつくよう支援の充実に取り組めます。 市 HP や広報等を活用し、ひとり親家庭支援への情報提供を行います。 ●計画期間目標：給付金支給件数 ・自立支援教育訓練給付金件数 3人 ・高等技能訓練促進費の給付件数 8人		

施策項目	②ひとり親家庭等医療費等助成事業	担当課	子育て支援課
施策内容	ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の父母等及びその児童に対し、保険診療範囲内において、医療費、調剤費等の一部を助成する制度です。今後も制度の周知強化に取り組めます。		

施策項目	③相談体制の整備	担当課	子育て支援課
施策内容	母子父子自立支援員兼女性相談支援員を配置し、家庭の状況に応じて、児童の養育、資金の貸し付け等の相談に応じます。 複雑化・多様化する相談に対応するため、研修参加や業務の中で、相談担当者の更なる相談者知識・相談対応力向上に取り組めます。 ●計画期間目標：相談対応件数（1,500 件）		

施策項目	④母子父子寡婦福祉基金の貸付	担当課	子育て支援課
施策内容	母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭に対し、就学支度資金や修学資金等の貸付に関する相談を行う制度です。今後も、ひとり親家庭に対して、制度の周知強化に取り組むほか、貸付が利用できない場合等には、必要に応じ、別の社会資源の紹介を行います。		

施策項目	⑤遺児手当	担当課	子育て支援課
施策内容	父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を監護している児童扶養手当の受給資格のある方を対象に、遺児手当を支給する制度です。今後も、児童扶養手当の新規申請時の案内時等、制度の周知強化に取り組めます。		

第5章 計画の推進体制

1. 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者に印刷物を配布するとともに、多くの住民の理解・協力が重要であることから、市のホームページ等を活用して、広く住民に知らせていきます。

2. 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、庁内関係各課と連携するとともに、市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援に関わる、家庭をはじめとした、保育施設、幼稚園、学校、地域、企業、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

3. 計画の進行管理

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を庁内関係各課において把握するとともに事務局でとりまとめ、「木更津市子ども・子育て会議」にて毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と事業の実施状況等について点検・評価し、計画と状況にかい離がある場合には都度、修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。